

埼玉県における皇国地誌の編輯過程

重田正夫

はじめに

明治政府、とりわけ初期の太政官体制下においては、統一国家の基礎を求めて、いくつかの壮大な文化プロジェクトが推進された。それらの多くは、國、すなわち太政官や内務省が方針を定め府県に実施させたものである。具体的には、本稿で取り上げる「皇国地誌」をはじめ、それと並行して実施された府県史の編輯、それらの基礎ともいえる記録史料の管理体制整備などがある。⁽¹⁾これらの成果は一括して國に集められ、いわば「情報の蓄積時代」とでもいうべき一時期を形成した。その後、これらの記録は、府県の公文書として保存管理され、近代史の基本史料として活用されている。

埼玉県においては、県立文書館が管理する明治期行政文書は三三二四冊にものぼる。それらの中には、國へ提出した皇国地誌や府県史の控、さらには毎年提出した記録史料目録なども含まれている。このうち、地誌については國へ提出した県下全域の控が保存され、『武藏国郡村誌』として刊行されている。県史については、国立公文書館所蔵の国への提出本と県に遺された控を合わせ『埼玉県史料』として翻刻され、入間県は、明治六年六月に上州全体をも管轄する熊谷県に合併された。入間県は、明治六年六月に上州全体をも管轄する熊谷県に合併さ

刊行されている。⁽²⁾

本稿の対象とする「皇国地誌」は、明治五年九月二十四日の太政官布告第二八八号⁽³⁾で政府が編輯を宣言し、太政官に地誌課を設置したが、編輯が具体化するのは明治八年以降であった。府県を通して行った「郡誌」と「村誌」、同十八年から國が直轄した「大日本国誌」など、国レベルでの編輯経過やその位置づけなどについては、地理学や歴史学から研究が進められている。⁽⁴⁾また、府県における編輯経過についても、北海道から九州まで、各地で精細な調査結果が報告されている。⁽⁵⁾しかし埼玉県については、翻刻当時の菲塚一二郎氏の報告や『埼玉県行政史』の中で言及されている程度である。⁽⁶⁾

そこで本稿では、國の指示に対応しながら進められた埼玉県の編輯体制の推移を追うとともに、編輯の現場である町村の実態にも踏み込み、地方からみた「皇国地誌」の編輯過程の總体を明らかにしたい。

なお、「皇国地誌」の編輯が開始された明治五年九月当時、現在の埼玉県域はほぼ荒川を境に、東側が埼玉県、西側が入間県となっていた。入間県は、明治六年六月に上州全体をも管轄する熊谷県に合併さ

れ、明治九年八月に熊谷県のうち旧入間県域が埼玉県に併合され現在の埼玉県域が成立した。そのため「皇国地誌」編輯事業のうち「日本地誌提要」については入間県・熊谷県、「郡誌」と「村誌」については熊谷県の対応も含め検討していくことになる。

一 「日本地誌提要」の編輯と県

(7) 明治初期の全国的な地誌調査は、まず明治三年頃に民部省で構想され、ついで明治五年正月二十七日に文部省が「地理誌略」編輯のため各府県に特産品の書き出しを命じている。さらに、同年四月二十四日、今度は陸軍が「全國地理図誌」編輯のため、国郡村明細地図と村落山河海岸の形状などについて、記載様式を添えて調査を命じた。そして先述したように、九月二十四日に至り「皇国地誌」の編輯が命じられ、太政官正院に地誌課が設置された。この布告の中で、陸軍省の「全國地理図誌」を「皇国地誌」として史官で繼承することを伝えているが、一本化はされず陸軍省は独自に調査を続けたようである。(8) 翌二十五日には、太政官布告第二九〇号で、諸省府県に対して皇国地誌の典拠とすべき「書籍並地図類」の目録の提出を命じた。さらに、同一年十月四日には地誌課が正院外史の所管となり、その後継続的に皇国地誌の編輯に携わる塚本明毅が地誌課長に就任した。

明治六年五月から十一月にかけて、ウイーンで万国博覧会が開催され、日本政府は伊能図をもとに日本地図を作成し、これに旧幕府史料などで編輯した国郡の略誌を添え出品した。太政官地誌課では、この

略誌の編輯を皇国地誌への系図にしようとして、明治六年三月二十四日の太政官布告無号で、「地誌提要」と称する草稿と二六項目にわたる実地調査の訂正例則を添え、五〇日以内に回答するよう府県に調査を依頼した。この当時、現在の埼玉県域は、足立・新座・埼玉・葛飾の四郡を管轄する埼玉県と、荒川以西の入間・比企・大里・秩父など三郡を管轄する入間県に分かれており、入間県での対応を伝える同年四月三十日付の史料が埼玉県行政文書にある。(9)

〔史料一〕「地誌提要」訂正につき依頼（県行政文書明一五七一四〇）
〔註〕地理提要訂正之儀、管轄限取調御廻可申ニ付、猶御県ヨリ東京府へ御打合被下、同府・神奈川県之内へ取纏進達方御依頼可相成等過日御談合済之処、出来ニ付龜絵図相添御廻申候、此上可然御取扱有之度、此段及御依頼候也

明治六年四月三十日 入間県（印）

埼玉県御中

（＊別紙訂正済原稿略）

これによると、入間県では、訂正済の「地理提要」（「地誌提要」の誤り）の原稿を埼玉県へ届けるので、兼ねて打ち合わせの通り東京府や神奈川県の分と合わせ國へ進達するよう依頼している。「地誌提要」は武藏という国単位で編輯されるので、こうした処置がとられたのである。この別紙として修正済の原稿が添付されているが、その内容は訂正例則の項目のうち、入間県に該当のない軍鎮・港湾・島嶼・瀑布・温泉など一〇項目を省き、形勢・疆域・郡数・戸数・人口・歳額・県治・学校・名邑・駅路・名山・大川・大社・巨刹・物産・鉱山

の一六項目について回答している。これに対応する埼玉県側の史料は確認できないが、予定どおり提出されたのであろう。

翌明治七年十一月には内務省地理寮から埼玉県と熊谷県に、「地誌提要」の不分明な箇所について照会があつた。さきの原稿提出後の明治六年六月、入間県は群馬県域を合わせ熊谷県となり、国の地誌編輯担当も太政官正院の地誌課から内務省地理寮に移されていた。調査照会文と埼玉県の回答はつぎのとおりである。

〔史料二〕 「地誌提要」不分明箇所につき照会及び回答

(* 地理寮からの照会)

(県行政文書明一五七一四二)

地誌提要編集ニ付不分明ノ廉別紙ノ通及諸問題候条、先般被差出候訂正参考ニテ詳細御記載可有之、尤本書近日脱稿ニ際シ候義ニ付、手操ヲ以至急取調御上達有之度、此段申進候也

明治七年十一月七日 塚本少内史

埼玉県御中 (*「別紙」ナシ)

(* 埼玉県の回答)

地誌提要編集掛へ御回答案伺

地誌提要御編集ニ付不分明之廉御諸問之趣、別紙ニ詳細取調諸箇をも相添差出候也

明治七年十二月廿三日 埼玉県権令白根多助

少内史塚本明毅殿

(* 別紙 「地誌提要編集掛へ御差出下調」省略)

熊谷県に対しても同年月日で調査依頼があり、回答文とともに保

埼玉県における皇国地誌の編輯過程（重田）

存されている。塚本少内史の依頼文は埼玉県宛と同文であるが、不分明箇所の諸問題事項を記した別紙が現存している（県行政文書明一五七一四三）。これをみると、県庁所在地の熊谷宿をはじめ川越・本庄・秩父大宮など主要都市の東西南北の大きさ、「駅路」の実測、荒川の

水源よりの流長と幅など、いずれも具体的な数値を記載させようとしている。熊谷県では十二月二十三日に、諸問題事項以外の学校数などを含め回答している。一方、埼玉県の場合は諸問題事項が残されていないが、回答に添えられた「地誌提要編集掛へ御差出下調」によると、同一の諸問題事項であったように思われ、さらにそれ以外にも、県全体の戸数・人口（明治六年一月調）・県庁・支庁などの項目を立て、名邑や戸数・人口なども報告している。こうした修正を経て、明治八年一月に『日本地誌提要』の首巻二冊が明治天皇に献上された。

この『日本地誌提要』の編輯については、内務省地誌課の明治七年一月から九年十二月にいたる各府県との往復文書が保存されている。⁽¹⁰⁾そのなかには、埼玉県や熊谷県との文書も多数みられる。内容的には、国側が、熊谷県下の前橋・沼田・安中・高崎・熊谷などの「市街図」、埼玉県下の川越・岩槻などの「市坊図」など、主として都市部の地図の提出や謄写を依頼するものが多い。こうして、明治九年六月十三日には、「日本地誌提要東海道之部」の印刷ができ、埼玉県・熊谷県など各府県に郵送されている。『日本地誌提要』は明治十二年までに八冊の洋装本が刊行された。⁽¹¹⁾

二 皇国地誌編輯の開始と県の対応

(一) 太政官達と内務省への伺

『日本地誌摘要』編輯中の明治七年四月二十五日に、太政官達第五六号が出され、皇国地誌編輯費用として各府県に一ヵ年七百円が支給されることになった。しかし、「取調方法例則等ハ追テ指揮ニ可及」とされた。二日後の四月二十七日には、地誌課では各府県に振仮名付で村名調査を命じた。このときの報告書は、埼玉・熊谷両県分が東京大学史料編纂所に保存されている。⁽¹²⁾ その後も地誌の編輯は本格的には開始されず、同年十一月十日、太政官達第一四七号で明治維新以降の「地方施治沿革」を取り調べるための歴史編輯例則が定められ、その編輯費用も地誌編輯費七百円の中から支出することとされた。埼玉県では、同月二十二日に中属大庭雄次郎と一四等出仕宍戸逸郎を歴史編輯の担任とし正院歴史課に届けた。大庭雄次郎は、長州藩の出身であるが、これ以後埼玉県の歴史と地誌の編輯事業の中核を担うことになる人物である（『埼玉県史料叢書一』七七、七九頁）。⁽¹³⁾

当時の県庁組織は、庶務課、租税課、出納課などだけの簡単なもので、編輯事業はすべて庶務課が担当した。明治七年十月の分掌では、庶務課は七科に分かれ、そのうち第五科が編輯や藏書・簿冊の管理などをを行い、七年十一月から歴史編輯も担当していた。⁽¹⁴⁾

皇国地誌の編輯は、このように体制整備の点では歴史編輯にさきを越されていたが、翌明治八年六月五日の太政官達第九七号で、ようやく編輯例則が定められた。例則は大きく村誌及び郡誌、着手方法から

成り立ち、村誌は村名・管轄沿革・戸数・人口・社・寺・学校・物産など四七項目、郡誌も三七項目からなり、いざれも例文を付した懇切丁寧なものである。さらに着手方法、すなわち調査の進め方として、つきの四項目を掲げている。①各府県で「地誌事務ノ担任」を選定し地理寮に届け出る。②費用の面からも一挙にできる事業ではないので、一郡づつでも着手し、成稿を地理寮に提出する。③調査方法は例則に基づき「質実明晰」を基本とする。④地誌に関する図書を蒐集しその目録を国へ提出する。こうして、国が定額の費用を負担し、調査の内容を統一して、府県→現地へ委託するかたちで地誌の編輯が開始された。埼玉県では、この太政官達をうけ七月十四日付で中属大庭雄次郎と十四等出仕朝生文就を地誌編輯掛として内務省地理局へ届け出た（旧内務省地誌課史料「明治八年府県往復」）。しかし、朝生は租税課の測量担任が本務で、地誌の仕事はほとんどできなかつたという（『埼玉県史料叢書一』七七頁）。

この編輯例則を伝えられた各府県からは、事業を具体化するため内務省にさまざまな問い合わせがあり、「内務省日誌」に収録されている。⁽¹⁵⁾ ここでは、この内務省日誌の原議を含む、当時の地誌課の書類である「地誌編輯事類」から埼玉県の対応をみていくことにする。⁽¹⁶⁾ 本書に収録された埼玉県関係の文書は、明治八年七月から十八年六月まで一〇年間にわたる。内容は、明治八年から十一年までは編輯方法についての往復で八件、十二年以降はすべて原稿の内務省への進達に関わる文書である。

埼玉県の最初の伺いは、明治八年七月十五日付で、一郡が二県に跨つてゐる場合の、郡誌や地図の編輯方法についてであつた。内務省の起案段階では、管轄の多い方で作成する、という方針であつた。しかし回議の過程で、「史誌編纂費一ヶ年県之大小ニ不拘七百円之定額」なので、どちらかにすることはできず、結局「一郡二県分管ノ地ハ、図誌共精粗無之様双方打合之上、各自取調差出可申事」と、各々の部分を編輯することになった。埼玉県の場合、足立郡と葛飾郡が該当する。いわば、国郡という単位より、現実の県が優先したといえる。ついで、同年七月十九日付で、測量技師が確保されていない現実を踏まえ、その簡略化など、つぎの四項目を伺い出した。①村の面積は地租改正後としたい。②里数の元標は、新に建設できなければ掲示場を仮に使用したい。③社寺その他の飛地など「村界両耕地混淆入会」の面積は「大概ヲ記シ」、犬牙錯雜して境界不分明な箇所は、関係村々で測量したい。④小村の場合、「壱町壱分ノ」縮尺で製図をすると社寺小名などは明瞭に書けなくなるがどのように処理するか。以上に対し、内務省の指令はほぼすべて埼玉県の伺いのとおりとしている。

ついで、八月二十三日には、「新編武藏風土記」の活用という注目すべき条項を含む、つぎの伺が出された。

〔史料三〕 地誌編輯につき埼玉県伺（「地誌編輯事類」）
地誌編輯之儀ニ付伺

一、宿町村ノ改称分合管轄ノ沿革及ヒ旧跡ノ如キ、前古ニ訴リ考案スベキハ、其区戸長ニ推問勿論ニ候得共、大概古記モ伝ハラ

埼玉県における皇国地誌の編輯過程（重田）

ズ、又ハ口伝口碑アリト雖トモ証スルニ足ラサル者少カラズ、右等不分明ノ分ハ、渾テ文化文政ノ間旧幕府ニ於テ編纂ノ新編武藏風土記ヲ根拠トシ取調候積、左候得ハ却テ確実ニシテ村吏ノ手数モ相省ケ可申候

一、社ノ部分註ヲ閱スルニ、全ク延喜式ニ載スル處及ヒ維新後官國幣社列計ヲ掲載候儀ト相心得可申哉
一、学校并生徒ハ日々々ニ増益シ、又舟車牛馬ノ如キハ日々増減有之、右ハ八年中ノ調査ヲ以記載シ、其月日ヲ書加置候而可然哉

右之件々為念相伺候間、何分之御指令被下度候也

権令白根多助代理

明治八年八月廿三日

内務卿大久保利通殿

埼玉県参事岸良俊介

これに対する内務省の指令は、八月二十八日に起案され九月八日に決裁となつた。

〔史料四〕 地誌編輯の儀につき指令（「地誌編輯事類」）

御指令案

第一條 可為伺之通事
（未書）但、新編武藏風土記稿記載之外ハ、尚精細調査可致事

第二條

神社者無遺漏記載之筈ニ候ヘ共、人民私祭之小社等者見計省略可致事

月七日と推定される書状に、つぎのようにみられる。⁽¹⁷⁾

〔史料五〕 芳川恭助書状（小室家文書一一二八一八）

（前略）新編武藏風土記之事御尋向領承致候、該書ハ文化中林祭

内務卿

最初の条項で、宿村の沿革や古跡の記述には、旧幕府が編纂した「新編武藏風土記稿」を全面的に使用することを許可している。朱書き回議途中で書き加えられたものである。幕府に代わって政権をとった新政府にしては、意外なほどこだわりがない。おそらく、事業を円滑に進めるため、これまでの調査成果を積極的に活用しようという柔軟な方針なのであろう。その他の項目は、収載する神社の範囲、学校や牛馬数など統計の基準年についてである。この八月二十三日には、埼玉県からもう一通の伺が出ている。内容は、七月十九日の伺で掲示場を代用できるとされた元標を、測量には必要となるのでこの際に建設したいというものである。内務省はこの伺を認めたが、定額費用のなかで編輯費に響かないよう、手軽に建設するよう指示した。以上の四件は、「内務省日誌」にも掲載されている。同書でみると、埼玉県は、他の府県に比べて多数の伺を出しており、真剣に編輯例則に対応し検討していたようである。

なお、「新編武藏風土記」の活用について、東京府ではすでに「地誌提要」の編輯段階で国から借り出し写本を作成している（旧内務省地誌課史料「明治七年府県往復」）。埼玉県では、史誌編輯担当の芳川恭助が比企郡番匠村（都幾川村）の小室元長に送った明治十二年十

月モノ也、旧幕府之時御用ニ而村々江官吏派出シ精密ニ取調、實ニ有用之善本ニ有之候、只今県厅御蔵本本県管内十三郡丈ケ相揃有之候、是も群馬県より譲り受け、或ハ浅草文庫蔵書ヲ借り写サセ候義ニ候、武藏全國ニテハ式百巻モ有之候、然シナカラ一郡々々ニ相成居候事故、大ニ都合宜敷候（後略）

これによると、埼玉県が所蔵していた「新編武藏風土記」は群馬県（厳密には熊谷県力）から譲り受けたものや内務省所管の浅草文庫から借り出して写したものであることが知られる。また、年未詳四月五日付の芳川恭助書状（小室家文書一一二八一三）では、これより古く「浦和県ト相唱ヒ候節」というから明治二~四年頃に、すでに筆工に命じて写本を作成していたと述べている。これが事実とすれば、地誌編輯のためではなく、新たに統治する地域の基礎資料として筆写収集したのである。明治十三年七月三日と推定される芳川恭助の小室元長宛書状にも「新編武藏風土記」に言及して「元來該書之儀ハ本庁ニ一部有之候而已ニ而、各課ニ於テ国郡其他村落等取調之都度ニも入用ニ付御貸シ下ケ難聞届趣」と記し、県庁の日常業務に活用されたことがわかる（小室家文書一一二八一五）。それだからこそ、「新たに時代の地誌編輯が行政的にも要求されていたのである。

(一) 埼玉県と熊谷県での編輯例則の布達

埼玉県では必ずしも府内の編輯体制が整えられたわけではなかつたが、内務省とのこうした交渉を経て、管下の村々へ地誌編輯の布達を出していった。太政官達九七号の趣旨を踏まえ、同年九月十八日に乙第一九号として、雛形（編輯例則）を添え、村誌の編輯を管下各正副区長に命じた。その中で、区内全部でなくとも原稿ができるところから県庁編輯科へ提出するよう指示している。

〔史料六〕 皇国地誌編輯につき埼玉県布達（県行政文書明一八五一一）

〔乙〕第拾九号

各区正副区長

〔七選〕

皇国地誌編輯之儀ニ付、本月太政官第九十号ヲ以御達有之付而者、村誌之内別紙雛形ニ照準シ可取調、尤区内各村一般ニ取揃候ニ者余程日数モ可相懸候得者、二三ヶ村乃至四五ヶ村ツ、ノ如く略絵図ヲ美濃紙ニ認メ次ニ附ス 出来次第県庁編輯科江可差出候、此旨相達候事

権令白根多助代理

明治八年九月十八日

埼玉県参事岸良俊介

但、古跡城址等歴史編輯用ニテ既ニ当春調査之村々も有之、右ハ重複ニ不及候事

右但書、第一二三四五六七八十二区ハ除之、其他区ハ記載

〔朱書〕 明治八年九月十八日兩支所及区務所へ頒布

（＊別紙「村誌の内取調雛形」省略）

一方、荒川以西の村々を管轄していた熊谷県では、十一月十七日に「地誌調査例則」を添えて編輯を布達し、村誌・郡誌を翌九年一月ま

埼玉県における皇国地誌の編輯過程（重田）

でに提出するよう各区長に命じた。提出時期を明記しなかつた埼玉県と比べると、はるかに厳しい姿勢といえる。また、郡誌の編纂を命じていることも埼玉県とは異なる。

〔史料七〕 皇国地誌編輯につき熊谷県布達（鈴木庸家文書四三三）

本県第百四十七号

地誌編輯之儀ニ付テハ、予テ公達之趣モ有之逐次蒐集候条、別冊例則ニ照準各郡村ニ於テ精細取調、來明治九年一月限り無遲延差出可申、且郡誌之儀両大区或ハ三四四大区ニ涉り候分ハ該区協議、

本例ニ依リ取纏メ差出候儀ト可相心得、此旨相達候也

但、例則ニ基クト雖モ、取調上不分明之廉有之候ハヽ、委詳本

序編輯掛ヘ可伺出事

明治八年十一月十七日

熊谷県権令楫取素彦

各区正副区戸長中

（＊別添「地誌調査例則」省略）

埼玉県と熊谷県とでは、太政官達で命じられた皇国地誌の編纂を管

下へ布達するにも、その日時や内容がこのように異なつていた。

つぎに、この布達に添えられ、編輯の手引きとなつた編輯例則について検討してみよう。四〇頁の表一は、明治八年六月五日の太政官達第九十七号に添えられた「皇国地誌編輯例則」に対し、埼玉県の「村誌の内取調雛形」、熊谷県の「地誌調査例則」でどのような処理をしたか、項目ごとに示したものである。これを見てまず注目されること

ことである。熊谷県の場合は、四七項目のうち一五項目を省略している。内陸県なので海に関する項目を省略するのは当然としても、税率・戸数・人数など村落の基本項目が省略されているのはなぜであるか。この点については、県で統一的に記入したのではないかといふ指摘がなされている^[18]。一方、項目を説明する文章を変えているのは四項目であるが、表現方法だけでなく内容的に異なるのは、川の項目で船橋について言及している箇所くらいである。

これに対して埼玉県の取調雛形は、省略した項目は一六と熊谷県とほぼ同じであるが、説明文の内容を変えているのは一八項目にもなっている。その特色は、①近隣の町村との里程をはじめ、川の深浅・広狭、道路や堤防の長さ・幅・馬踏、寺社や役所の面積など、測量に係わる数値は記入を求めていない。これは測量が実施されてなく適切な回答を望み得ないため、別途県で統一的に記入する積もりであったのである。先述した七月十九日付の内務省への伺を踏まえた指示といえる。②埼玉県の管轄する地域が平地であることから、山に関する事項は、省略されるか別の表現に替えられている。例えば「山」の項目はほとんど省略され、わずかに「丘」についての記述が残っているだけである。その他でも、平野部の調査であることの意識が強く、「地勢」の項目では、国の例則が「運輸便利、薪炭乏シカラス」とするのに対し、「四方平衍車馬頗る便なり、然りと雖ども何品に乏しくして某地より輸入す等の類」と、全く別の記述を雛形として示している。③寺院の項目に顯著であるが、詳しい由緒などは一切求めていない。

(II) 編輯例則の修正と進捗状況

こうして地誌編輯の布達を出しても、埼玉県では歴史の編輯に力を入れていたようで、明治八年十一月三十日に編輯担当である大庭中属が明治四年から現在、および旧藩県の史料を編輯して修史局に提出している。ただし、旧藩県分は体裁が合わず返戻されたようである（『埼玉県史料叢書』一、七九頁）。同年十二月四日、歴史編輯例則の修正があり、地理に関するものは地誌に記載することとなる（『埼玉県史料叢書』一、七五頁）。

この間、国の地誌編輯担当は、明治八年九月二十日に内務省地理寮地誌課が太政官に移され修史局に合併した。その後、埼玉県は九月二十八日に、物産の項目の記入対象について伺い出た。修史局の回答は「地誌編輯例則中物産之義、其土産者總而掲載可致義ニ有之、尤他境江輸出之名産者勿論、仮令輸出不致物産ニ候とも、該地ニ著名生理

「有益等之類者、其訳詳註可有之」と、積極的なものであつた（「地誌編輯事類」）。

その後、同年十一月十二日に太政官達第一九六号で一箇条にわたる編輯例則の追補があつた。これをうけた埼玉県では、翌十二月二十日につきような布達を出した。

〔史料八〕 皇國地誌編輯例則追加につき埼玉県布達

（県行政文書明一八五一一）

乙第四十四号

皇國地誌編輯例則追補之儀御達有之候、就而者先般雛形ヲ以相達置候村誌調之内江別紙之通更正追補致シ、來ル九年一月一日調戸口及牛馬舟車等之員數書加、一同取纏可差出、此旨相達候也

明治八年十二月廿日 埼玉県令白根多助

（原文アキ）
第 四

(*別紙)

一、戸口ハ八年一月一日調ヲ記スヘキ旨相達候處、改テ九年一月

一日調ヲ用フヘキ事

一、略図ハ追而何分之義相達候迄見合セ置、尤製図相済候分ハ其

併備置廃棄スベカラス候事

一、各地名勝真景及城址等之絵図、兼テ備置有之分ハ誌書ニ添差出スベシ、尤都合次第贍写返却候事

一、例則中事務所新建之分ハ雛形ノ如ク記載シ、社寺及村民ノ宅舍ヲ仮用スルハ其訳詳細書加フヘシ、且郵便所ハ郵便局ト改メ、官立ノ者ハ地名坪数ヲ記シ、人民私宅ニ於テ取扱フ者ハ地

埼玉県における皇國地誌の編輯過程（重田）

名而已ヲ記スベシ

一、物産之儀ハ其土産ハ總テ掲載致スヘシ、尤他境へ輸出之名産ハ勿論、仮令輸出不致物産ニ候共、該地ニ著名生理ニ有益等ノ類ハ、其訳詳注可致候事

一、地名・物産・社トモ・寺ノ分・苗字人名難読分及地名通用俗字等、総テ仮名ヲ加フヘシ

これをみると、國の一箇条に対し、埼玉県では必要と認めた六箇条に絞り布達していることがわかる。各条毎に異同をみると、戸口等を明治九年一月一日調の数字とする、景勝地などの絵図があれば添える、難読な地名・社寺名・人名などに仮名を付ける、の三箇条は太政官達と同じである。しかし、事務所と郵便局の記載方法は、太政官達では郵便局だけである。また、略図の猶予と物産の記載については、太政官達にはみられない項目であり、物産については、九月二十八日付伺いの修史局指令をそのまま条文にしている。

熊谷県においても、同年十二月九日に編輯例則の訂正追補をうけ、つきのように布達した。

〔史料九〕 地誌調査例則追補並正誤につき熊谷県布達

（県行政文書明一九〇「管下布達留（熊谷県乙）」、

年月日・差出・宛所は補う）

本県第百七十八号

今般公達之趣モ有之候ニ付、本県第百四十七号布達地誌編制例則（ママ）追補並同布達中正誤、左之通ニ候事

（* 明治八年十二月九日 熊谷県権令楫取素彦

各区正副区戸長中）

追補

田幾・畠幾・屋敷地・幾町・山林町・原野町・総計町等ノ類

牛馬ノ数ハ九年一月一日ノ調ヲ記スヘシ

郡図ハ壱町壱分ノ割ヲ以製スヘシト雖モ、村里調密ノ郡ハ都合ニ因リ壱町三分ノ割ニテモテ不苦、但其割合ヲ挿記ス

村図ハ例則中掲載セスト雖モ、便宜ノタメ可成ハ製圖致シ、壱町六分ノ割合ヲ以取調、字地・元標・社寺等記載スヘシ 圖式郡圖ニ倣フ

正誤（*省略）

追補の分は、ひとつ書が無いが四項目になる。最初の田畠の面積記

載は太政官達に無い項目である。つぎの牛馬の数は、太政官達では戸口なども含まれるが、熊谷県では先述したように当初から戸口の項目がないので、こうした修正になつたのである。郡図と村図についてとは、埼玉県では省略されたが、熊谷県では太政官達のとおりに布達している。さらに同日付で、つぎのように天正十八年以来の沿革について、別途調査を命じた。これは熊谷県独自のもので、上州分については「新編武藏風土記」のような沿革に関する地誌が存在していなかつたためであろうか。

〔史料一〇〕天正十八年以降沿革取調につき熊谷県布達（同前）

本県第百七十九号

地誌編纂例則過日及布達候処、其内天正十八年徳川氏閥東總領以後、諸郡村代官支配地又ハ列藩旧旗下社寺等へ分与或ハ寄附等之區別、移転沿革之年月取調書急速入用二付、本月限詳細取調編輯掛へ差出可申事

（* 明治八年十二月九日 熊谷県権令楫取素彦

各区正副区戸長中）

この沿革調査については、かつて熊谷県の管轄であつた村々の文書のなかによくみられるものである。また、村誌草稿にも、領主変遷については記述の詳しいものが多い。なお、熊谷県が纏めた調査結果については、その武藏国分が埼玉県に移管後、埼玉県から群馬県へ問い合わせがあつたが、調査がなかなか纏まらず、提出された回答も大半が不明であつたという（県行政文書明一五七一四九）。

このように、地誌編輯の布達などは、埼玉県と熊谷県では、ある程度独自に整備されていつたが、調査の体制の方はどうであろうか。埼玉県では、明治九年三月十三日に地誌編輯費の増額を修史局へ伺い出している。

〔史料一一〕地誌編輯費増額伺及び指令（「地誌編輯事類」）
（*埼玉県の伺）
〔朱書〕
「庶第九十四号」

地誌編輯費之儀ニ付伺

地誌編輯之内面積ノ如キ地租改正ノ後ヲ俟テ著ル、者ヲ除ク之外、郡村図及ヒ河渠道路之里程等、渾テ測量ニ係ル条件ハ、技術

熟練之者ヲ傭用シ着手為仕候処、給料旅費日當器械買入等意外之雜費相嵩、素ヨリ被仰出之定額ヲ不超過様精々差略ハ仕候得共、誌書編蒐ハ暫ク閣キ、前断之事業而已ニ不引足、去速今後測量ヲ止メ候テハ確実之誌図等成功ノ目途無之、徒ニ村吏ヨリ調出ス所ニ拠レハ、互ニ丈量疎密伸縮アリテ斎一ナラズ、夥多之差違ヲ生シ候ハ言ヲ待タズ、因テ此往費用御増額之御詮議可相成哉、又ハ村吏ヨリ調出ス所ニ拠リ編成可仕哉相伺候間、何分之御指令被下度候也

明治九年三月十三日 埼玉県令白根多助（印）

一等修撰塚本明毅殿

（*修史局の指令）

地誌編輯費不引足儀ニ付御申越之趣致承知候、定額增加之件者各縣ニ差響一般御聞届不相成儀ニ有之、去疎漏三陥り候而者無益之取調ニ屬候間、早晚確実之撰ニ無之而者難相成、御県於而者、

昨八年八月中御申越之通、新編武藏風土記ニ依拠致シ候へ者自ラ功ヲ成シ易キ儀ニも有之、仮令歳月ヲ経候共無余儀次第ニ付、猶一層御勘考之上、便宜之方法ヲ設ケ漸次編成相成候様致度、且測量之儀者追々地理寮於而着手可有之趣ニも相聞候間、右辺御含迄申進置候、此段回答如斯候也

九年三月十七日 一等修撰塚本明毅

埼玉県令白根多助殿

埼玉県の伺の要旨は、郡村図の作成や河川道路の測量には技術者の

費用が嵩み、定額の経費では実施できないので増額をして欲しい。そうでなければ、村吏から提出される区々のデータに依拠することになる、ということにあつた。これに対し修史局の回答は、増額は他県への影響もあり無理である。埼玉県の場合は「新編武藏風土記」があるので、これに依拠して調査を進め、多少時間が掛かっても確かな原稿を作成するよう指示し、論点をすらしている。測量については、近々地理寮で着手する動きがあることを伝えている。

（四）熊谷県での編輯状況と埼玉県への移管

荒川以西の村々を明治九年八月まで管轄した熊谷県では、どのように編輯事業が進んでいたのであるうか。熊谷県には、各掛ごとに年間に事業概要をまとめた「考績録」という記録がある。その明治九年「編輯掛」⁽¹³⁾のものに、地誌編輯事業についてつぎのようにまとめられている。

〔史料一二〕明治九年考績録 熊谷県編輯掛

（前略）既ニ本年編纂スル処、県史・地誌ノ二大業アリ、其例則タル多件細目、史誌一擧ニ功ヲ竣シ難ク、因テ先ツ稿ヲ地誌ヨリ起セリ、本年一月其要領ヲ擧ケ、編纂ノ参考ニ供シコトヲ謀リ、地誌提綱二巻ヲ編纂シ_{上野国十一郡}同二月脱稿、歴史課工呈進ス、爾後管内各郡更ヨリ調査シテ上申スル処ノ村誌草稿、疎謬脱誤一稿モ例則ニ倣フテ整齊スルモノ無シ、仍テ之ヲ例則ニ照シ古記ニ証シ、精細雌黃ヲ加ヘテ改査セシム、其尤甚シキ者ハ批正再三ニ

及フ者アリ、又其草稿全部一括ニシテ出ス能ハス、一小区或ハ二

小区ヲ限り漸次稿成ニ從テ上申ス、故ニ五六月ニ及テ各郡出ス処ノ村誌ヲ点検スルニ、未タ一郡ノ能ク完全スル者アラス、七月ニ至リ武藏国賀美郡ノ草稿全部漸ク揃集スルニ依リ、先ツ之ヲ訂修

整頓上申セシコトヲ謀リ、其疑件ノ緊要ニ係ル者ヲ実地検踏シ、

同九月脱稿、廿八冊 村誌廿七冊 ヲ歴史課ニ進呈ス（後略）

郡誌一冊

これによると、熊谷県では埼玉県とは逆に地誌から着手し、編輯の参考とするため「地誌提綱」二巻を著した。本書については、旧内務

省地誌課史料「明治九年府県往復」に関連文書が収録されている。それによると、熊谷県では本書を「維新已來沿革概略」と合わせて明治

九年二月二十八日付で内務省修史局地誌掛へ提出した。これに対し地誌掛では三月四日付で「地誌提綱二冊御差出致落手候、右者地誌之綱領ヲ擧候儀ニ可有之哉ニ候得共、予而御達相成候例則之通村誌郡誌之

方取調着手相運候様致度、回答之方申進候也」と回答し、思つたより冷たい反応であったことが分かる。さて、各村から提出された草稿をみると、心配されたとおり編輯例則にしたがつたものが少なく、修正に手間取り、賀美郡の原稿を内務省「歴史課」（地誌課力）へ提出したのはようやく九月になつてからのことであつたという。ただ、熊谷県分割の達は明治九年八月二十一日であり、同日付で國へ進達したつぎのような記録も残つてゐる。熊谷県としての実績をつくるため急遽とりまとめ提出したのである。

〔史料一三〕 賀美郡村誌進達につき添状（「地誌編輯事類」）

〔朱書〕
〔庶第三百六十九号〕

管下武藏国賀美郡々誌并村誌、別冊之通致脱稿候間、則目録添差出申候、尤郡図之儀ハ実地測量不致候而者製図相成兼候間、追而

調整之上差出可申候也

熊谷県令楫取素彦代理

明治九年八月廿一日 熊谷県権參事根本公直（印）

一等修撰塚本明毅殿

（＊別紙の郡誌一冊・村誌二七冊の目録略）

さらに、この編輯の成果が埼玉県に引き継がれた経緯については、

明治九年九月の埼玉県への移管文書から推測することができる。それによると、第一課（庶務）編輯掛として引き継がれた文書は「五冊・三括・五袋であった。よく纏まつてゐるのが賀美郡で、「郡誌差出済

草稿一冊」「村誌差出済草稿式拾七ヶ村分一冊」とさきの「考績錄」に一致し、さらに「村誌差出候文書一冊」「式拾七ヶ村ヨリ差出候村誌四冊」「式拾七ヶ村ヨリ差出候絵図面一冊」「郡村誌遺漏再調ノ分取纏一冊」など、賀美郡だけを六種類・九冊に及んでいる。秩父郡が伊豆沢村はじめ三一ヵ村の村誌と絵図面、児玉郡が栗崎村はじめ三

カ村の村誌と絵図面、榛沢郡が今泉村はじめ一二ヵの村誌と絵図面、那賀郡は猪俣村の村誌、高麗郡が中山村はじめ一四ヵ村の絵図面となつてゐる。ようするに、上野国と境を接してゐる賀美郡はほぼ完了し、秩父郡や児玉郡も三分の一程度は進行してゐたが、入間・比企・高麗など県庁からも遠く村数の多い郡は全く着手されてい無いことが

〔20〕

分かる。なお、これらの村誌の草稿類は現存しないが、賀美郡については群馬県立文書館に「武藏国賀美郡々誌」が一冊が伝存している。

三 地誌編輯に対する建言

当時、地域の人々が、地誌編輯事業をどのように考えていたのか。

これは、編輯事業の社会的位置づけという点から大変重要なことである。つぎに、熊谷県管下川越町の郷社水川神社祠官山田衛居が、同県権令へ提出した建言を紹介する。衛居は足立郡木崎村（さいたま市）石田家の出身で、明治二年に川越氷川神社山田家の養子となつた。平田国学や和漢の学を修めるとともに、歴史画家菊池容斎に師事して「水川行幸絵巻」などを描いた画家としても知られている。建言の時期は、明治八年十二月で、熊谷県が地誌編輯を命じた翌月である。衛居は嘉永二年（一八四九）の生まれなので、当時二七歳であつた。建言書は長文であるが、類例の少ない史料なので以下に全文を掲げる。

〔史料一四〕地誌編輯につき山田衛居建言

（中表紙）

（県行政文書明八九九—三三二）

地誌編輯ノ議ニ付建言 山田衛居

ノ塩梅古今ニ卓越ス、故ニ一布一令ト雖トモ、百世ノ龜鑑万代ノ模範タラサル无シ、然リト雖トモ事自大小緩急ノ別无キ能ハス、方今何ヲカ大事而且急務ト云フ、地租改正・地誌編輯ノ二條是也、此二者ハ全國億兆ノ頼テ存スル所、朝廷毀譽ノ拠テ起ル所、
惟新已降ノ大事業、千歳不朽ノ宝典タルヲ以、野□上下ノ別無ク、報國志士ノ脳髄一二此ニ注カサルハ无キ也、而地租ノ如キハ、各自ノ頭上速ニ損益ノ兆ヲ現出スルカ故ニ、其責任ヲ負荷スル者陸續輩出、成功幾ト一春秋ノ内ヲ出サラントスルハ、愚竊ニ見ル所有リ自ラ信シテ疑ハサル也、獨地誌ニ至テハ是ト異也、現ニ人民ノ損益ニ抵シサルヲ以、区戸長ノ如キモ或ハ之ヲ難事ニ付シ、或ハ之ヲ等閑ニ置キ、敢テ寶典修成ノ大好機械時タルニ着目セサルカ如キ者多キハ、豈慨嘆セサルヲ得ンヤ、之愚力微哀ヲ閣下ニ吐露捧呈スル所以也、閣下希クハ照覽ヲ賜ヘ
夫地誌ハ地理学科ノ張本、古今ノ為ニ有益ナル人ノ知ル所ニシテ、西洋諸國ニ於テモ畢世ノ心力ヲ此学ニ留ル者多キヲ以モ見ル可シ、吾皇國地誌ノ説起リタルハ上古邈矣、其詳ナル得テ知ル能ハサレトモ、履中天皇四年ニ、置国史記言事達四方志達八至也
志ハ誌也ト見工、推古天皇廿八年ニ、錄天皇記及国記ト載タル、元明天皇和銅六年ニ、畿内七道諸国其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄色目及土地沃墳山川原野名号所由又古老相伝旧聞異事載爾史籍言上ト有ル、則是地誌ニシテ上代篤実ノ用心、海外窮理ノ學ト暗合ト云フ可シ、而其地誌タル中葉亂離ノ世ニ当リ、兵火馬蹄ニ

微官衛居誠恐頓首謹テ令公閣下ニ白ス、伏テ惟ルニ皇政回春シ万機ノ復古セシヤ、些々八度ノ葛蓑ヲ易ヘスト雖トモ、上ニ賢明ノ吏アリ下ニ忠実ノ民アリ、美ヲ上古ニ温ネ善ヲ海外ニ採リ、行政

低レ大半鳥有ニ帰シ、偶々今ニ存スルモノ出雲・常陸・肥前・豊後ノ數國ニ出ス、夫猶殘葉片紙ニシテ首尾无欠ナルハ、独天平五年二月晦、神宅金太理力勘造スル所ノ出雲風土記ノ一編也、今ヲ以古ノ地誌ヲ考ル此書ヨリ善ナルハ无シ、故有志常ニ嵐山片玉ノ思ヲナセリ、後人今ノ地誌ヲ見ル、猶今人ノ風土記ニ於ルカ如キヤ必セリ、之ヲ思ヒ之ヲ察スレハ、実ニ今ノ地誌ハ

今上古神祖ノ叡志ヲ大成シ、集テ後世ニ施シ賜ノ全書也、之ヲ難事等閑ニ付シ、或ハ平常ノ調疏ト同視スルハ、豈ニ報國ノ義務ニ龜也ト云ハサルヲ得ン、然レトモ之ヲ難事等閑ニ付ル故无キニ非ス、等閑ニ置ハ前云ルカ如ク損益ノ現驗无キヲ以也、難事ニ付スル亦故有リ、去月十七日第百四十七号ノ御達書ヲ拝読スルニ、城

地社寺ノ沿革、山川湖原ノ測量、旧跡古墳ノ考証、地味物産ノ類別、詳而且備レリ、今ノ村吏ハ從前名主莊屋ノ无学ナルノ比ニ非ト雖トモ、各自其性アリ、進テ地理ヲ実驗スル者ハ古史渉獵ノ力无シ、退テ史籍ヲ參訂スル者ハ真物引徵ノ暇无シ、之其難事ニ付ル所以、村吏耳能ク任スル所ナランヤ、請其証ヲ云ン、愚曩日以為、職微等ニ居リ才狭薄ト雖トモ、當所川越ノ地誌ヲ大成シ、聊

一郡又ハ四五五大区中ニ地誌編輯惣裁一員、同副一員、次ニ編輯掛若干ヲ命ス

地ノ広狭ニヨルト云ヘトモ、一大区四名又ハ五名ヨリ 多力リ、入テ古史ヲ参考スルアリ、別持而其課ヲ勉強ス、且原稿ハ必一覽表ヲ作ルニアリ、譬ハ山ナレハ

編輯ノ法ハ、山川道堤又ハ古跡社寺ニ分課シ、出テ測量スルアリ、入テ古史ヲ参考スルアリ、別持而其課ヲ勉強ス、且原稿ハ必一覽表ヲ作ルニアリ、譬ハ山ナレハ

山名
高
周
連山
孤立
木
无
属村
已下略ス

如此記シ、表ヲ集テ清撰ス
此他実地ニ就ハ自カラ余師アルヘシ

藉十部ニ上ラス、実見ノ状誤謬多ク、此ニ足ル者ハ彼ニ欠ケ、未タ遂ニ着手ニ至ラス、尽力六年猶此ノ如シ、況東西多事ノ村吏、加之无学ノ徒モ无キ能ハス、輕忽ニ着手スルモ、甲郡ハ冗、乙区ハ龜、丙村ハ成、丁市ハ否、且名勝旧趾ニ至テモ其考拠力及サル

拙策大凡如此ト云ヘトモ、公私費用上ニ於テ云々アルカ如キニ至テハ、愚輩想像ノ及ハサル所也、然リト雖トモ、百世ノ龜鑑万代ノ模範修撰ノ時ニ当リ、默視スル能ハス、平素隔靴ノ念ヲ吐露ス、定テ獻荷ノ腐論タラン而曰、萬一片言ノ采用ノ点ニ付クアラハ、幸甚ノ至ニ堪ヘス、微官衛居誠恐誠惶頓首

南第一大区一小区川越町

郷社冰川神社祠官

明治八年十二月 山田衛居（印）

楫取熊谷県権令殿

（*別紙熊谷県回答）

入間郡川越町郷社冰川神社祠官

山田衛居

地誌編輯之儀ニ付建言之趣、他日参考之為メ留置候条、此旨可相心得事

明治八年十一月十五日 熊谷県

この建言で衛居はつぎのような主張をしている。明治維新以来八年、「美ヲ上古」に「善ヲ海外」に求めて行政が進められてきたが、

現在の急務は地租改正と地誌編輯である。地租改正は「損益」に関わるので積極的に進められているが、それに対し地誌編輯は「難事ニ付シ」、「等閑」にされている、と現状を指摘する。熊谷県の地誌編輯布達が出されたのが十一月十七日であり、この建言書も十二月初旬の提出とみられる。布達を手にした人々の反応が鈍かつたのかも知れない

が、九年一月中に原稿提出という急な日程も、「等閑」という強い焦りの表現を生んだ一因であろう。

以上が前置きであり、本論に入つていく。衛居は、地誌は地理学科の基本で、西洋諸国でもこの学問に心を寄せる人は多いと述べている。衛居は神官ではあるが、絵画にこころざし、さまざまな啓蒙書を読んでいたのか、広い見識が伺われる。ついで、我が国古代の地誌編輯の事績を振り返り、その成果が後世に失われたことに言及する。そして、今回の地誌編輯を「上古神祖ノ叡志ヲ大成シ、集テ後世ニ施シ賜ノ全書也」と位置づけ、地誌編輯作業の分析に移る。地誌は、社寺の沿革から山川の測量、古墳の考証から物産の類別と、「地理ヲ実験」し「古史涉獵」までその中身が多様なので、たとえ近代の村吏が有能であつても困難な仕事となる。ここで、自分の例を持ち出す。衛居は六年前から川越の地誌を大成しようとしたが、十分に資料が集まらず未だ着手さえできていない。六年前といえば明治二年で、衛居が水川神社山田家の養子になつた年である。

では、どうすればよいのか。衛居の建言を一言でいえば、専門家に任せることである。具体的には、郡または四～五大区に地誌編輯惣裁一名と副惣裁一名を任命し、編輯掛若干名を測量調査と文献調査に分けて担当させる。この編輯グループを順次廻村させれば効率的に作業が進み、体裁の整つた地誌が編輯できるというものである。

衛居のこの建言は、自らの体験を踏まえ、それなりの妥当性を備えたもののように見えるが、区戸長に編輯を命じた直後でもあり、「他

日参考之為メ留置」と保留処分となつた。その後この建言がどのように生かされたのかは明らかでないが、後述する明治十二～三年に大里郡など一部地域で実施された郡役所への委託方式や明治十八年以降の大日本国誌の調査体制には、類似の発想をうかがうことができる。

(2) なお、衛居には、明治五年から十九年（途中欠有り）の日記がある。地誌編輯に直結する記述は確認できなかつたが、関連記事は散見される。例えば、明治十三年八月十七日条には、県の地誌編輯担当官の芳川恭助と親交のあつた比企郡番匠村（都幾川村）の小室元長に言及し、「医師で『地誌ニ尽力セル人』と書き留めている。また、明治十四年十二月二十八日条には、県が内務省地理局から入間高麗郡で和名抄にみえる現地の調査を依頼され、その質問が郡役所を経由して衛居のところに来て翌年二月二日に回答している。このほか、「新編武藏風土記」の刊行で知られる大里郡冑山村（大里町）の根岸武香や川越の蔵書家新井政毅などの交流が頻繁にみられ、衛居が川越地方の文化ネットワークの拠点のひとつであったことがわかる。衛居の建言の背後には、どこか自分が編輯スタッフとして地誌編輯に参加したいといいう願望があるようにも思われる。

四 地誌編纂の現地調査

(一) 全県域での編輯体制の整備

明治九年八月二十一日、熊谷県が分割され、その武藏国分を埼玉県に併合し、ほぼ現在の県域が確定した。新たな埼玉県において、史誌

編輯事業はどのように行われたのであるか。

まず、人事の面からみておこう。これまで史誌編輯事業の中核にあつた大庭雄次郎が、明治九年九月十九日付で編輯以外の分掌も兼務することになった。それを補うように、九月二十五日に福岡県士族の莊司精一を第一課傭出仕、月給一〇円で地誌編輯担当に命じたのをはじめ、十一月十一日に東京府平民の堀内守約と埼玉県平民の伊藤由哉を同じ条件で史誌編輯担当として採用した。伊藤は、足立郡原市町（上尾市）の医師で、漢学塾師匠であつた。さらに十二月には、九月に採用していた第一課傭出仕の芳川恭助を史誌編輯に廻し、翌十年一月二十三日には宮城県士族の栗野義雄を史誌編輯掛に命じた。このうち、埼玉県士族の芳川恭助は、忍藩儒者芳川波山の養子で、昌平齋で佐藤一斎に師事し、藩校進脩館や培根堂の教授を歴任した学者で、県の史誌編輯事業に大きな足跡を残した。⁽²²⁾ 恭助は自ら、明治十年一月十三日に比企郡番匠村（都幾川村）の小室元長宛てた書状で「拙生儀去ル九年九月県令之辟命ニ応シ本県江出仕史誌編輯之事務担任罷在候」と述べている（小室家文書一一二八一一）。

こうして、史誌編輯掛は五ヶ月の間に五名の増員をみた。これは九月三十日付の太政官達第一〇一號で、地誌編輯費が二五〇円増額されたことにより可能となつたものであろう。翌明治十年三月末には、伊藤由哉が依願免職、大庭雄次郎も熊谷支庁詰となり完全に編輯から離れた。それに代わり、四月二十一日に准判任で御用掛の尾崎斑象を史誌編輯總理に任じた。五月二十四日には、埼玉県士族で元岩槻

藩士の藤咲茂和が地誌編輯担当となつてゐる。このような、明治九年九月以降の史誌編輯事業への強力な梃子入れの成果として、明治十年八月十日には、新たな分類細則に基き、本県創置から八年までの歴史と、忍・岩槻県治を合わせ二四冊を国に進達することができた（以上『埼玉県史料叢書』一七八・八三頁）。

歴史編輯が一段落したことにより、当然のことながら地誌の編輯が大きな課題となつてくる。これよりさき、明治十年二月三日には、埼玉県では旧熊谷県の管轄であつた第一大区から一大区迄の区戸長宛に、明治八年十一月十七日の調査例則で割愛した税地・貢租・戸数・人数・舟車・病院・郵便局の七項目の追加を通達した（鈴木庸家文書四三三）。四〇頁の表一からも明らかかなように、病院を除く六項目はすでに旧埼玉県の調査項目となつていたもので、こうした地域限定の布達を出すことにより、新たな県域全体でのデータの統一を図ろうとしたのである。そして、歴史を進達する直前の明治十年八月六日、地誌編輯担当者を郡単位につぎのように定めた。

莊司精一 足立・武藏葛飾・下総葛飾の三郡

堀内守約 埼玉・大里の二郡

栗野義雄 秩父・男衾・那珂・横見・比企・幡羅・榛沢の七郡

藤咲茂和 児玉・高麗・入間の三郡

伊藤直 新座の一郡

芳川恭助 明治八年以降の歴史編輯に從事

さらに、翌九月十一日には、修史局に対し、すでに熊谷県が進達

していた賀美郡誌原稿について、「更正致度廉有之」と返戻を求め、さらに編輯例則のうちつぎの数箇条について指揮を仰いだ。(1)税地の項目で、田畠山林原野の面積は、明治八年の数値を使用すると地租改正以前の面積となるので、反別に増減があれば後日に修正したい。なお、宅地は畠地と混在しているので、今回は記載しない。(2)貢租のデータは明治八年のもの使用し、賦金の額は国税と県税の合計としたい。(3)字地は、村落中の著名なものだけとしたい。(4)製糸場の項目に、製茶や抄紙など「職工製造ニ係ルモノ」を掲げてよいか。(5)民業の項目で、全村が農桑を業とする場合は、「別二人員戸数ヲ分チ掲ケス、唯全部全村云々」という記載でよいのか。これに対し修史局では、九月十四日付で賀美郡の原稿を通達するとともに、五箇条にわたる質問に対し、つぎのように回答した。(2)の貢租については、郡誌編輯例則の但書にある米価を記入し、国税と県税は分けて記載することを指示したが、これ以外はすべて「御申立之通」ということになつた。ただし、修史局から「旧熊谷県村誌中村名其他山川字地等仮名附遺漏不少、右者読み易キ分ト雖モ可成仮名ヲ加へ候方可然、向後右ノ心得ヲ以御取調之事」と、振り仮名についての忠告が寄せられた。

こうして旧熊谷県域を含む、埼玉県全体での地誌編輯体制が整えられ、担当者が各区務所を訪れ、実地に原稿作成の指示を行つていつた。その間の状況について「史誌編輯沿革」では、「担当者ノ派出ハ其時々課長ニ告ルノミニテ出発スルヲ予メ允可ヲ得ル、是ニ於テ漸次

其担当ノ各郡ニ派出シ、区務所ニ至リ各村ノ稿本ヲ徵シ、或ハ不可アレハ条項ヲ示シ、以テ整頓ヲ督促ス」と記している（『埼玉県史料叢書一』八一～八二頁）。その後、十一年一月十一日に高雄純一郎を第一課傭出仕で地誌編輯担当を命じたが、同年五月四日には尾崎斑象が京都府三等属に転じ、「是ヨリ董督ハ本務」が行うことになった（『埼玉県史料叢書一』七八頁）。

明治十一年五月二十八日、内務省地理局から明治八年六月の「地誌編輯例則并着手方法」により編輯が進んでいいはずであるが、改めて調査項目について指示があつた。その概要を示すと、①データの調査年を特定するものとして、税地・貢租（八年中の調査により、新検改租分を注記）、戸数・人口（九年一月一日調）、牛馬・舟車（九年一月一日調）、森林・原野（新検改租分を記載）、鉱山（出高七年調）、学校・郵便局（九年一月一日調）、②沿革、山川、古跡などは異動がないので、後日の取り調べでもよい、③郡郷荘の沿革は、「倭名類聚抄」を基本に精密に調査すること、④図誌とともに編輯年月日、知事・県令、主任者の官銜姓名を署名すること、などであつた（『埼玉県史料叢書一』八四頁）。

（二）編輯事業の進展状況

こうして、次項で詳しくみるように、村誌の原稿を県に提出する村もみられたが、県の体制の方は明治十一年十一月五日に、埼玉・大里二郡を担当する堀内守約が依頼退職、さらに十一年八月には明治天皇

の東北巡幸があり、芳川恭助は御一件掛録事、藤咲茂和もその補助を命じられ編輯に専念できなかつた。この東北巡幸に際し、埼玉県では県政の概要を十五項目にまとめた「県治提要」を編纂し、「史誌」も一つの項目として取り上げられている。その中で、歴史編輯は明治元年から七年に至る稿本が国に進達され順調に進められているが、地誌についてつぎのよう述べている。⁽²³⁾

〔史料一五〕「県治提要」による地誌編輯状況

（前略）地誌ニ至リテハ、其ノ搜索スヘキ者独記録ニ止マラサレハ、先例則ヲ区村吏ニ示シテ其ノ稿ヲ起サシメ、旁タ求メテ博ク采リ疑ヲ闕キ謬ヲ糾シ、人口貢租等ハ之ヲ官簿ニ稽シ、沿革旧址等ハ之ヲ古書ニ徵シ、疆域ヲ明ニシ、山川ヲ審ニシ、以テ事ニ編纂ニ從ハントス、会地租改正ノ令アルヲ以テ、其ノ量地ニ渉ル者ハ之ヲ実測ノ後ニ待チ、未遽ニ果スコト能ハスト雖、一稿出レハ隨ヒテ校正ヲ加ヘ、編纂既ニ成ルニ垂ナントスル者、児玉・那珂ノ郡村誌ニシテ、前時熊谷県ノ着手セシ賀美郡郡村誌ヲ再校セシ者ト共計一百二卷アレハ、副フルニ郡図ヲ以テシ将ニ日ナラスシテ内務省ニ上呈セントス、稿既ニ成リテ未完カラサル者ニハ、埼玉・足立・大里・榛沢四郡ノ内二百数十町村誌アリテ、大里・榛沢二郡ノ如キハ上呈ノ期必当ニ邇キニ在ルヘシ、其ノ他葛飾・舩羅・横見・男衾・秩父・比企・高麗・入間・新座諸郡ノ町村一千四百余ニ下ラスシテ、皆既ニ着手セリト雖、史誌ハ務メテ事実ノ精確ナランコトヲ要スレハ、之ヲ徐々二期シテ之ヲ勿々ニ望ム可

カラス、是其ノ以テ未功ヲ成スコト能ハサル所ナリ

これによれば、児玉郡及び那珂郡と、すでに熊谷県時代に原稿ができていた賀美郡の三郡の郡村誌を近々内務省に上呈の予定である。埼玉・足立・大里・榛沢四郡でも二百数十カ村の原稿が提出され、特に大里・榛沢二郡の作業が進んでいた。このように旧熊谷県域の村々では村誌の編輯が比較的順調であったが、それでも過半数の一四〇〇余村では着手したことが報じられているだけである。

こうした情況の中で、明治十二年五月二十六日に、第一課本務担任で編輯掛兼撰の九等属伊藤直は、村吏からの原稿提出が遅延するのをみて「郡役所ハ現ニ人民直接スルノ所ニシテ、村吏モ常ニ此ニ來往シ検討諮詢等至便ナレハ、速ニ整頓スベク、隨テ費額モ減殺セン」と郡長への委託を建議し、この日に上司の認可を得た。この案を具体化するため、編輯費総額のうちから村誌の原稿料を二円と積算し、執筆請負人の選定と「着手方法」を示した。さつそく大里郡外三郡で導入してみたが、県庁から督促しても稿本の提出は進捗しなかつたので、翌十三年九月三十日に郡長への委託を中止した（以上『埼玉県史料叢書』一八二頁）。結果的には成功しなかったが、できたばかりの郡役所の機能を活用して、事業の迅速化と経費の削減をねらったこの方法は、それなりの妥当性を見いだせる。さきに紹介した山田衛居の建言に類似したところもあるが、専門家ではなく郡長に委託したことが失敗の一因であろうか。

この間、県では十三年五月二十九日に 庶務課に記録保存と史誌編

輯などを担当する記録掛を設置し、大庭雄次郎と伊藤直を配置するが、兩人とも史誌編輯に専従はできなかつた。そこで、傭出仕の芳川恭助と藤咲茂和を史誌編纂掛に命じ、県立小学師範学校教員で石川県士族の三輪正を八等属に任じて庶務課記録掛に配属し、史誌編輯担当を命じた。この時点で史誌に従事していたのは、三輪正、芳川恭助、藤咲茂和の三人であつた。

この頃、芳川恭助が小室元長に差し出した手紙の中に、史誌編輯に言及している箇所があるので紹介しておこう（小室家文書一二二八）。明治十二年の「春より児玉・賀美・那珂三郡地誌」を担当（三月二十日書状）したが、同僚が他の事務の手伝となり「地誌担当全拙生一人」（同年七月二十八日）になつた。同年十一月までに「児玉・賀美・那珂三郡々誌悉皆編輯落成ニ相成、此間内務省江進達致候、此節ハ県庁歴史及大里郡村誌検閲ニ着手罷在候」（同年十一月十三日）と順調に進んだ。この頃に詠んだ七言絶句に「乙卯歳晚晝懷、時余為埼玉県史誌編輯官」と題して「簿籍埋頭歲題除、投身鉛槧嘆寸評、雕虫小技竟為累、呵筆寒窓拋魯魚」とある。この詩は、なぜか翌十三年七月三日の書状に記されたものであるが、この頃に史誌編輯官としての処遇を受けたのであろう。十三年四月には「大里郡之分稍成稿ニ相成候、引続幡羅・榛沢・男衾之三郡ニ及ボシ候心算ニ御座候、其間ニ歴史編纂の方へも着手致候義ニテ、不絶閑暇ハ無之候」（四月一日）、「只今大里・榛沢・幡羅・男衾之四郡地誌編輯着手ニ候、此四郡終レハ引続比企・入間の方ニ及候手筈ニ有之候」（四月十五日）

と編輯は進んでいた。後述するように、大里郡までは芳川の手で編輯して国へ提出したが、芳川は明治十四年三月に羽生中学校校長になり史誌編輯事業を離れ、以後は三輪と大庭が中心となって編輯作業を進めていった。

こうした形で、明治八年以降、町村において村誌が作成された。現在でも、県内各地の古文書の中に、このときの村誌草稿類を数多くみることができる。四一～四三頁の表2は、文書館収蔵の古文書と市町村史類に掲載されている村誌草稿類をまとめたものである。この表は、郡村を単位に、村誌の表紙に記された名称、差出・宛先、文書群名（掲載書名）、備考などを纏めたものである。これらの村誌をみると、成立の経緯から大きく三種類に分けられるようである。第一は、清書をして県に提出した控である。表紙や差出・宛先、年月日が記入されているのが普通である。この中には、提出した原稿に修正意見が付され戻されたようなものもある。第二は、原稿作成途上の文字通りの草稿で、朱書の付箋や書き込みが多く、表紙や年月日の記入が無いものも多数みられる。第三は楷書体で書かれた淨書本で、表紙があり、巻頭に数箇条からなる凡例、末尾に年月日と県の編輯担当者の氏名と捺印がある。県が国に村誌を進達した少し前の年月日のものが多く、戸長役場での保存用として県が交付したものであろう。

以下、具体的な調査関係史料の遺されている地域にスポットを当て、前掲表2も参考しながら、村落レベルでの村誌の編輯状況を追跡してみよう。

(三) 児玉・大里郡地方での調査 ①児玉郡下阿久原村の場合

さきの「県治提要」でもつとも編輯が進んでいたとされるのが、旧熊谷県管下の児玉・大里郡地方であった。当時の県庁所在地熊谷から近く、郡の規模も小さかつたので、具体的な成果を上げるには恰好な地域であったといえる。

児玉郡下阿久原村（神泉村）の名主浅見家文書には、明治九年二月二十六日付で、「地誌編輯」と表書きをした書類がある（浅見家文書二二〇九）。内容は、明治八年十一月十七日の熊谷県の布達と地誌編輯例則の写しであり、この頃から編輯に取り組んでいたことがわかる。また、明治九年五月付の「村誌」表紙には「下調之本也、五月十八日惣出来相成候」と記され（同前一九二）、同年同月付の「地誌取調」には副区長浅見熊藏が付箋で修正を指示している（同前一四九）。このように、下阿久原村では熊谷県時代の明治九年五月に草稿はできていたが、三ヵ月後の八月には埼玉県の管轄になり、地誌編輯事業も実質的には中断したものとみられる。

その後、先述したように、埼玉県では明治十年二月三日に、第一大区から一大区迄の区戸長宛に編輯例則の追加を通達し、この頃から地誌編輯への積極的な取り組みがみられるようになる。そして、児玉郡下阿久原村でも同年九月には県の担当官が現地を訪れていることが、つぎの史料から確認できる。

(史料一六) 村誌取調のため県官出張につき回章（浅見家文書七一〇）

別紙之通御達相成候條、急束及御通達候、因テハ村誌附候義者廉々御取調置可被成候、此回章御区名之捺印、脚夫江御渡シ有之度候也

十年九月十四日

当番副区長戸塚教英

三小区 八小区 七九小区 十小区

右御同僚御中

(*別紙埼玉県第一課通知)

藤咲茂和

右、村誌取調候ニ付不日出張候條、児玉郡ニ係ル各小区江至急御通達、不都合無之様御取計有之度候也

明治十年九月十一日 第一課

第九大区副区長戸塚教英殿

追テ、四小区ヲ除ク之外、各小区郵誌附義ニ上附候條、猶取調置処、御通達有之度候也

但、十小区ヲ始巡回候間、是亦御承知有之度候也

この通知は、児玉・高麗・入間の三郡を担当した藤咲茂和が児玉郡を廻村するにあたって出されたもので、県の担当官が現地調査をした初期のものである。現地調査の依頼は、「県治提要」にも言及されていたように、地誌編輯担当の県第一課長から地元の副区長へ出されている。この藤咲の調査で興味深いことは、「武藏風土記」の活用である。浅見家文書の中に「武藏不動記之内當小区分書抜」と題する写本

(同前四九) があり、奥書に「武藏不動記之内當小区分地誌御掛より内借写之 明治十年十月九日 上阿久原村副戸長浅見熊藏」「右同人

ヨリ明治十一年第一月十日借受同十三日写之 新田明慶所蔵トス」 「埼玉県令白根多助 地誌調御掛 藤咲」などの記載がある。「不動記」は「風土記」の宛字であり、県の地誌担当官の藤咲茂和が「新編武藏風土記」を現地調査に持ち込み、地元で草稿の執筆に当たつていた村役人に筆写させていたのである。

②大里郡佐谷田村の場合

村における村誌原稿の作成過程をより具体的に伝えているのは、同じ頃に現地調査のあつた大里郡佐谷田村（熊谷市）の場合である。当村の久保家には「明治十年九月下旬ヨリ地誌編輯探索考製成巧迄諸錄右製担当主久保勝豊」と表書きをした横半切帳が一冊保存されている（久保家文書一七一五）。以下、この記録に基づき佐谷田村での地誌編輯作業の過程を追つてみよう。冒頭は、「村誌調査ニ付、村吏方ヨリ九月廿九日沙汰ニ付、事務所イ出頭、油屋隠老并僕等被申付、同日八郎左衛門ハ午後持田黒沢氏へ雛形借用二行、油屋君ハ届戸田口氏江武藏風土記ト云書本借ニ行筈也」と記されている。久保八郎左衛門と油屋隠居が呼び出され、村誌の編輯を依頼され、久保は早速持田村へ雛形を借りに出かけた。翌日、油屋氏は届戸村の田口氏へ、「新編武藏風土記」を借用に出かけ、その筆写に取りかかっている。この記述により、県から出された「雛形」と「新編武藏風土記」が村誌編輯の基

久保八郎左衛門は二日ほど戸長の杉浦氏へ出頭したあと、十月七日には「道路川堀間数改メ改正図考歩査間ノ図上ニテ計」るために、為次郎へ依頼して「量尺目モリツケ致サセ」、さらに「針考定」と「えやひ考抱」などを調えた。翌八日から本格的な編輯作業が始まったようで、八郎左衛門は十月二十四日まで毎日のように出務していた。その間、十日からは書記として池田氏が参加している。十月二十四日に「該略村誌編製成巧致ス間、一ト際ハ引上ケル、帳面ハ村吏方ヨリ右掛リ官員方イ出ス」とあり、草稿が提出されたことがわかる。十一月二日には「編輯調査官吏御派出可有之旨ヲ以出頭可致」ということで出頭したが、「然ル処同日無沙汰也、依之帳面下タ添削之ケ所書直シ申候也」ということで、夜まで手直しの作業になった。それからしばらくして、十一月七日の夕方、久下村へ來ていた県の編輯掛堀内守約からつぎのような呼出状があり、八郎左衛門は久下村へ出頭した。

〔史料一七〕村誌編輯につき呼出状（前掲久保家文書一七一五所収）
此頃区長迄相達置候村誌編輯ニ付、該村々巡回可致之處、事務之都合ニ寄久下村戸長宅ニ於テ招集質問候間、編輯担当之者一名、明八日午前九時同村島村藤次郎方迄出頭可有之、此段相達候也

十一月七日

編輯係堀内守約

佐谷田
新川
西村正副戸長中

この呼び出しに応じて、八郎左衛門が八・九の両日、九日には書役の池田氏も出頭したが、県の担当官堀内が添削した箇所を直しきれず、佐谷田村に戻り清書するよう命じられ、戸長杉浦のところで作業

をして提出したようである。また、村誌には縮図（村絵図）を付けることになつており、これからしばらく経つた十一月十七日に、戸出村の関口氏が縮図のことと戸長の杉浦家に来た。実際に縮図ができたのは十二月七日で、翌八日に池田氏が縮図に文字を書き入れて完成した。「地誌編輯附屬図 村控」と題した縮尺一〇間一分の精細な図が遺されている（久保家文書三六二二）。こうして、九月二十九日に始まつた佐谷田村の村誌編輯作業がようやく完了した。その間、久保八郎左衛門の出勤日数は三三人分と久下村に出かけた二人分の三五人分、書役の池田興賢は五人半と久下村への半人分で都合六人分であった。この旨を、明治十一年一月二十八日に惣代人杉浦信三郎等に書面で伝えた。この人件費は、村内での仕事が一日一人一五錢、村外での仕事が二〇錢で、久保が五円三五錢、池田はなぜか日数が二倍に換算され、若干他の経費も加わり一円七錢となり、二人合わせると七円四二錢にのぼつてゐる。さらに、この帳簿の巻末には、その後県から手直しの通知が来て、五月十五日から十七日まで久保が出勤したことが記されている。

①入間郡赤尾村の場合

(二) 入間・比企郡地方での調査

同じ旧熊谷県下の村でも、県庁のある熊谷から遠隔で、しかも村数の多い入間・比企郡地方では作業が遅れていた。しかし、明治十一年頃から地誌編輯が急がれ、入間郡赤尾村（坂戸市）では県から直接命

じられていた副区長が、詳細な見本を添えてつぎのよくな督促の通知を出している。

〔史料一八〕 地誌編輯着手につき通知（林家文書三六三）

至急

地誌早々取調差出候様御達有之、其体裁為見合、渡瀬村地誌御下
渡ニ付写取御廻し申候、大急御写取、右ニ御照準編製御着手可被
成候也

（明治十一年）四月十七日

副区長 印

村々

これに続き、見本として第九大区九小区児玉郡渡瀬村（神川町）の
地誌原稿が添えられ、單紙の欄外に編輯上の注記が詳細に記入されて
いる。調査の意図を伺ううえに重要なものなので、いくつか紹介して
おこう。まず村名には「村名改称分郷等ノコトアレハ其由ヲ記スヘ
シ」、「村名字地社寺等悉皆カナヲ付ベシ」と固有名詞にルビが要求さ
れている。県庁については、赤尾村などは明治九年八月まで熊谷県の
管轄であり、村誌の編輯事業が「明治九年一月一日マテノ調ヘナリ、
依テ埼玉県序ヲ記」さなくてよい。森林では「大木アラハ何尺廻リヨ
リ何尺廻リ迄ト記スベシ」との注記がある。物産の項で「美惡ハ其地
ニ依而記スヘシ」と注記されている。ここでいう「美惡」とは、物産
の質の良悪のことであり、地域の判断でよいということであろう。こ
の渡瀬村の記述見本と注記は赤尾村付近だけに流布したものではな
く、比企郡宮前村（川島町）の鈴木家にも同文の注記をともなった渡

瀬村村誌写本があり、末尾に「明治十一戊寅年五月一日写ス 鈴木庸
行」の識語がみえる（鈴木庸家文書四三七）。各村ではこの通知を受
けて村誌の執筆に取りかかったものとおもわれ、五月七日に再び区長
からつぎの通知が出された。

〔史料一九〕 地誌編輯会合につき通知（林家文書三三一「御用留」所収）

兼テ御達シ有之候地誌編輯、御落手相成候哉、追々農桑繁雜ニモ
差向候間、近日落成相成候様致度、就而者四隣村々里程等夫々御

打合セ御取調有之度、来ル十五日頃（確定日限ハ追々御報知可致）右草稿持寄、取
捨参考之上清書致ス都合可然哉存候、早々御取調有之度、此段序
ヲ以申進候也

（明治十一年）五月七日

副区長

赤尾村では農繁期にならぬうちに作成できるよう、来る十五日に
各村の草稿を持ち寄り、四隣の村への距離などを打ち合わせ、取捨選
択をして清書に取りかかる段取りをつけたのである。なお、赤尾村役
場に第一小区の副区長から送られてきた、明治十年一月から十二月ま
での民費書上の雑形には「地誌編集費」の項目がある（前掲林家文書
三三一所取）。さきほどの佐谷田村、つぎの宮前村の例にみられるよ
うに、地誌編輯にあたっては人件費を中心にかなりの費用が掛かって
いるが、それらは民費で賄われていたのである。

さて、四一頁表2の現存地誌からみると、入間郡では小谷田村（入
間市）のように明治九年二月の熊谷県時代に作成した村もあるが、根
岸村（同上）の明治十一年六月、山口村（所沢市）の同年八月など

は、赤尾村と同じ動きの中で作成されたのであろう。さらに、十四年がもう一つの画期となつており、入間郡と郡役所を同じくした高麗郡でも、明治十一年が画期となつていることを確認できる。

②比企郡宮前村の場合

つぎに、比企郡宮前村（川島町）の例をみよう。当村を含む熊谷県管下の南第一大区の村々では、県から村誌編輯の布達が出されて間もない明治八年十二月に、管内の河川と道路の等級や事務取扱所を設置していない村では自宅を取扱所と見なしてよいか、などについて熊谷県に問い合わせしており（鈴木庸家文書四二九）、この時点で村誌の編輯に取りかかっていた村のあつたことを推測させる。しかし、多くの村では編輯が進んでいなかつたようで、五年後の明治十三年十月に、埼玉県庶務課記録掛から比企横見郡長に対し、つぎのような督促状が出されている。

〔史料二〇〕 村誌草稿督促につき埼玉県庶務課長照会

（鈴木庸家文書三三三六「日記」所収）

庶記第十六号

村誌草稿未差出無之村々之分、至急取調為差出、御回送相成候様
御取計有之度、此段及御照会候也

庶務課長代理

明治十三年十月十九日 埼玉県第四等属大庭雄次郎

比企横見郡長鈴木庸行殿

督促を受けた比企横見郡長鈴木庸行の居村宮前村では、一月ほど経

つた十一月の後半から、ようやく草稿の作成に取りかかつたようである。鈴木家文書には、「明治八年十一月以降地誌蒐集書類」と表書きされた一袋の史料が残され、村誌下書や関連のメモなどとともに「村誌取調中諸事控」と題する横半切帳が一冊ある。内容は、草案の作成に携わった人の出勤日と費用のメモである。これによると、主として草案の作成に当たつたのは、鈴木庸行の息子で当時戸長をしていた庸徳であつた。十一月二十三日に「反別調其外」とあり、実地調査の記録はこれだけで、翌二十四日から十二月三日までの八日間は「地誌草案」とあり、執筆に当たつていた。十一月四日は「川越行」、十二月五・六の両日は「地誌ノ草案認メ直シ」とあるので、おそらく川越で県の担当官による草稿の審査があり、その結果により五、六日の訂正となつたのであろう。宮前村の場合は作業の中身がほとんど分からぬが、さきにみた大里郡佐谷田村に比べると、編輯の期間は短かつたようである。なお、鈴木庸徳のほかに、反別調査や地誌草案の手伝として、三沢豊吉が四日間、鈴木次郎吉が一日勤務している。費用としては、戸長自らが執筆したのでその経費は計上せず、手伝いを依頼して、三沢豊吉が四日間、鈴木次郎吉が一日勤務している。費用として、戸長自らが執筆したのでその経費は計上せず、手伝いを依頼した日の食事代や橋の間数調査の人足賃など九七銭であった。同じ袋の中に、明治十四年七月十二日に作成した宮前村全図（鈴木庸家文書四二〇）があり、「曲尺三厘ヲ以テ壹間ノ縮図ヲ」再度「壹厘壹間充テ二縮図ス」と記されている。村誌に添えられた縮図の写しであろう。比企郡での地誌編輯は、四二頁の表2をみると宮前村同様に明治十三年から十四年にかけて行われていることがわかる。

(四) 埼玉・足立郡地方の調査

① 埼玉郡荒木村の場合

当初から埼玉県の管轄であった埼玉郡と足立郡は、ともに大郡であり、村誌の編輯には時間が掛かった。もちろんすべてが遅かつたわけではなく、表2をみると新堀村（菖蒲町）や桑崎村（羽生市）、白川戸村（行田市）などでは、他の郡と同じように明治八～九年頃から編輯が始まっている。ただし、明治八年二月作成という新堀村について

は、埼玉県が村誌編輯を命じた布達より古くなりあり得ない。大熊家文書に「明治九丙子二月廿八日沿革由緒調 大熊氏」と表記した紙袋（大熊正家文書三七四一）が存在するので、おそらく明治九年二月の誤りである。この草稿の末尾には別筆で、明治十六年五月九日に県の調査官大庭雄次郎が大室戸長役場へ出張したときに提出した、と記されている。

埼玉郡での編輯経緯をよく伝えているのは、明治十一年八月の荒木

村（行田市）の村誌である。この末尾には、明治十四年十二月十二日付で埼玉県庶務課が指示した再調査依頼書が付されている。対象となつたのは、中条用水敷等の石高、字地の記載方式と振仮名、悪水堀の深さ、物産で輸出品高の記載、旧家の家系調査などであつた。要するに、荒木村では明治十一年八月に原稿を提出したが、十四年十二月に七項目にわたる再調査があつた。埼玉県庶務課からの封筒が綴じ込まれているので、郵便での調査であつたと思われる。さらに、「明治十

六年六月十九日、埼玉県四等属大庭雄次郎殿御派出相成御調ニ成ル、午前十時、上新郷へ送ル」という追記があり、簿冊の袋とじの中に大庭の名刺が挟み込まれている（長谷川宏氏収集文書八六一一）。明治十六年の調査は、上新堀村と同様に大庭が廻村しているのである。埼玉郡の村誌は、大庭雄次郎が編纂担当となつた唯一の村誌で、明治十八年三月十四日に国へ提出された。

② 足立郡羽貫村と里村の場合

足立郡では、表2をみると、寺谷村（鴻巣市）の明治八年十一月をはじめ、馬室村（同前）の九年、上戸田村（戸田市）の八年、里村（鳩ヶ谷市）の十年五月など、埼玉県から編輯例則が布達されて間もない時期に作成された草稿類がある。しかし、郡全体としてみれば、編輯は進んでいなかつたことが、明治十六年二月二十三日付の北足立新座郡役所からのつぎの廻状でわかる。

〔史料二〕 村誌取調督促につき廻状（加藤家文書二一〇九所収）
庶第三百六号

一、村誌取調方ニ付テハ明治八年九月中取調例則ヲ添ヘ、本県乙第十九号ヲ以区務所へ達相成居候處、爾後遷延候ニ付、更ニ可差出旨本県ヨリ被達候條、至急取調可差出、此段相達也

但、右者略図ヲ添ヘ可差出候、且取調方便宜ノ為、別冊他郡志草稿相添、為参考及回覧候也

十六年二月廿三日 北足立新座郡役所

北足立郡倉田邨始メ須ケ谷邨迄

右戸長役場御中

追テ、順達留ヨリ返却之事

(*添付榛沢郡横瀬村村誌雑形、省略)

この督促状は、本文からも明らかなように、県から郡役所への指示に基づき戸長役場へ出されたものである。前項でみたいくつかの郡の事例からすると、県の担当者が廻村する前に、こうした督促がなされることが一般的である。この廻状には、参考として榛沢郡横瀬村（深谷市）の村誌に、記載の注意事項を書き込んだ雑形が添えられている。さきに入間郡赤尾村でみたものと同様の雑形であるが、なぜか編輯例則も異なる旧熊谷県域の村誌が使用されている。

このほか、里村では原稿を提出してから六年も経過した明治十六年九月二十六日に、埼玉県史誌編輯掛から、①悪水の流れる方向、②溜池の周囲、③道路の幅、④神社の面積、⑤仏寺の面積、⑥堤塘の馬踏と堤敷、など六箇条の再調査を指示され、同年九月三十日に回答している。⁽²⁴⁾馬室村でも、十七年四月二十六日に「本県より派出官吏之節取調候分」として、川・森林・道路・堤塘・墓塚・社・寺・事務所・学校・里程・橋梁・物産の一^二項目について詳細に報告し、明治九年に提出した原稿を大幅に修正している。⁽²⁵⁾

このほか、旧埼玉県域では、表2（四三頁）から葛飾郡平須賀村（幸手市）では、埼玉郡や足立郡と同様に明治八年十一月の作成がみられ、新座郡膝折村（朝霞市）では明治十五年七月となっている。

(五) 国への進達と県での編輯事業の終了

皇国地誌編輯事業は、国の経費により県や町村が作業を進めたものなので、その成果が国に進達され、はじめて地方の事業が完了することになる。埼玉県の場合、原稿の国への進達は、村誌・地誌の各々について郡単位で行われた。進達の日付は、現在二つの史料がある。一つは、埼玉県行政文書の「史誌編輯沿革草稿」で、もう一つは内務省地誌課の「地誌編輯事類」である。両者の日付が僅かながら相違しているが、表2では「地誌編輯事類」に収録された埼玉県の送付文の日付とした。編纂担当については、「史誌編輯沿革草稿」のみに記載されている。以下、編輯組織の変遷とともに、国への進達状況を概観しておこう。

埼玉県から地誌が最初に進達されたのは明治十二年十月二十三日で、芳川恭助が編輯担当した賀美・児玉・那珂三郡の郡誌と村誌であった。ついで明治十三年七月三十一日に、同じく芳川恭助の編輯で大里郡が国へ進達された。その後、明治十四年から十五年初めにかけて、藤咲茂和が編輯した男衾郡、三輪正が編輯した幡羅・秩父・榛沢郡の村誌が進達された。

この頃から、国では史誌編輯事業に対し軌道修正の動きがみられ、明治十四年十二月三日、内務省地理局から地誌の完成までの年数と経費について問い合わせがあった。埼玉県では、これまでの経費で明治十五・十六の二年間が必要と回答している。そして、同年十二月二十日には、記録掛を廃止して史誌編輯掛を置き、編輯に専念させた

(『埼玉県史料叢書一』七六頁)。

こうして时限を切られた情況の中で、明治十五年の後半以降、横見・比企・新座・高麗、十六年に入つて入間・武藏葛飾と相次いで村誌が進達された。編輯を担当したのは、ほとんどすべてが三輪正である。県が単独で編輯している郡誌は遅れ、十七年一月に幡羅・榛沢・男衾三郡を大庭の編輯でまとめて進達した。

その後、明治十七年七月九日には、十八年度以降の地誌編輯は内務省で行うので編輯費の支給が無くなることが正式に伝えられた。同年八月七日の内務省の達では、県庁で編輯した地誌の成稿はもとより、編輯中の原稿や収集した図書なども、国へ引き継げられるよう目録の作成が命じられた。県史編輯についても、修史館から同様の指示があつた(『埼玉県史料叢書一』七六頁)。

地誌について残るところは、足立・埼玉二郡七六六カ村の村誌と入間郡など八郡誌であった。足立郡の村誌は三輪が担当して明治十七年十二月二十四日、埼玉郡の村誌は大庭が担当で十八年三月十四日に進達して村誌は完了した。郡誌についても、十八年四月以降に順次進達され、六月三日に足立郡と秩父郡を提出して完了した。このときの埼玉県の送付文には「地誌編纂ハ管内悉皆整頓候積ニ御座候、尤郡図之義ハ去ル明治九年三月塚本一等修撰ヨリ内示之趣モ有之、旁着手ニ不至候」と記されている(「地誌編輯事類」)。

こうして、明治八年九月に実質的に開始された埼玉県での皇国地誌、厳密には郡誌と村誌の編輯事業は、途中県域の拡大などもありな

がら、九年九ヶ月の歳月をかけて一段落したのである。全国的にみた地誌の成稿状況は、明治十七年五月段階の数字ではあるが、郡誌が一四・八部⁽²⁶⁾、村誌が一五・六部⁽²⁷⁾と極めて低い状況にあった。やや期限を過ぎたとはいえ、すべての郡誌と村誌を編輯した埼玉県の取り組みは特筆すべきものといえる。

まとめにかえて

明治五年九月の太政官布告第二八八号にはじまる皇国地誌の編輯事業が、埼玉県域でどのように展開されてきたのか。県や国の行政文書や名主戸長役場文書を活用しながら、「日本地誌提要」と「村誌」・「郡誌」の編輯過程を中心としたどつてきた。「皇国地誌」の編輯事業としては、これに続く「大日本国誌」を含めて検討しなければならないのであるが、紙幅も大幅に超過しているのでここで一区切りとし、「大日本国誌」の調査については稿を改めて報告したい。

本稿で明らかにできたことはつきのようなことである。①「日本地誌提要」は、埼玉県と入間県・熊谷県、東京都など、県域を越え武藏国として編輯され、明治八年一月に天皇に献上されてからも、訂正と地図類の収集が継続された。②「郡誌」と「村誌」の編輯は、國の方針にしたがつて、明治八年九月以降、埼玉県と熊谷県は各自独自の内容を含む編輯例則を定めて事業を進めた。③調査に当たつては、旧幕府の作成した「新編武藏風土記」を基本文献として積極的に活用した。

多くの地誌へこまかに提案をあつたが、既で一冊解説の地誌調査を部分的に導入した。(5)編輯作業は、各村で編輯例則に基いて草稿を作成し、那単位に県の担当者が巡回して実地に指示を与へ、成稿を受けていた。(6)当時、歴史と地誌の両方の編輯が国から課されていたが、県の担当部課は一つや二つだったので、埼玉県は歴史から着手して地誌ぐる、熊谷県は地誌からの歴史ぐる、県によるスタンスが異なつていた。

表1 地誌編輯例則の比較

*国の一例則に対して○印はほぼ同一、●は内容が異なる、「欠」は項目そのものを省略していることを示す。

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
国	村	彌	幅	管轄	里	地	地	税	飛	字	貢	戸	人數	牛	舟	山	川	森林	原	牧	礦	湖	道	堤	港
名	城	員	沿革	程	勢	味	地	地	地	租	數														
埼玉県	○	●	●	●	欠	●	●	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	欠	欠	●	●	欠	●	●	欠
熊谷県	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	欠	○	○	●	○	○	○	○	○	○	欠

(7)埼玉県の地誌編輯はスタートが遅く、途中で田畠谷県分を受け入れるなどいろいろな問題があったが、10年近く歳月をかけて管轄地域全体の「郡誌」と「村誌」を編輯する」とがやが、全国でも希な例といえふ。しかし、人口や産業などのデータは明治九年一月一日に統一してあるので、やがてあがつた地誌は行政的に活用するにはむづかしくなつてゐるやうである。

国	出島	暗礁	灯台	滝	温泉	冷泉	公園	陵墓	社	寺	学校	町村	病院	電線	郵便	製糸	大工	古跡	名勝	古跡	名勝	古跡	名勝	古跡	名勝
埼玉県	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
熊谷県	欠	欠	欠	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

出典 国 明治8年6月5日 太政官達第97号別冊「皇國地誌編輯例則」のうち第1号村誌
埼玉県 明治8年9月18日 乙第19号の別紙「村誌の内取調離形」
熊谷県 明治8年11月17日 本県第147号「地誌調査例則」のうち第1号村誌

表2

「皇国地誌」(村誌)の残存状況と国への進達一覧

(1) 本表に収録したのは、内容が確認できる文書館収蔵の古文書と、本文が自治体史などで活字化されているものに限った。

(2) 各郡欄の国への進達月日は、本文註(16)の「地誌編輯事類」により、編輯担当者は『埼玉県史料叢書1』の「史誌編輯沿革草稿」(p85~86)による。

郡村名	作成年月日	表紙書	差出→宛先	出典・文書家名	*備考
足立郡	(村誌)8冊は三輪が担当で17年12月16日、郡誌も同人担当で18年進達				
寺谷村	8年11月	(表題ナシ)	戸長・副戸長→(宛先ナシ)	『鴻巣市史』資料編5	*朱書きの付箋が多い
上戸田村	8年	村誌	戸長・戸坂安右衛門→(宛先ナシ)	『戸田市史』資料編4	
原馬室村	9年	村調	戸長・副戸長・代議人→埼玉県令	『鴻巣市史』資料編5	*付箋が多い
羽貫村	(年未詳)	(表題ナシ)	(差出・宛書ナシ)	加藤家647	
里村	10年5月	村誌調書	戸長・副戸長→埼玉県令		
原馬室村	16年9月26日	足立郡原馬室村誌	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	藤井家96-1	*本県派出官吏節取調分
滝馬室村	17年4月26日	(表紙ナシ)	戸長→(宛先ナシ)	『鴻巣市史』資料編5	*14箇条の凡例
荒井村	17年9月	足立郡荒井村誌	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	藤井家96-2	*14箇条の凡例
高尾村	17年9月	足立郡高尾村誌	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	藤井家96-3	*14箇条の凡例
大間村	17年9月	足立郡大間村誌	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	藤井家96-4	*14箇条の凡例
鴻巣宿	17年9月	足立郡鴻巣宿誌	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	藤井家96-5	*14箇条の凡例
中居村	(年未詳)	村誌取調	(差出・宛書ナシ)	藤井家96-6	*管轄沿革が詳細
新座郡	(村誌1冊と郡誌ともに大庭が担当で15年9月20日進達)			『鳩ヶ谷市史史料』9	
膝折村	15年7月4日	御誌取調書上帳	(差出・宛先ナシ)	奥住家25	
入間郡	(村誌10冊は三輪が担当で16年2月16日、郡誌は大庭の担当で18年2月26日進達)				
小谷田村	9年2月4日	村誌取調書	戸長・副戸長・立会人→(未詳)	石田龍次郎『日本における近代地理学の成立』	
根岸村	11年6月	村誌取調書	戸長→埼玉県令	『入間市史調査集録』2	
山口村	11年8月	地誌	(差出・宛先ナシ)	『所沢市史』地誌	
上谷村	14年1月3日	(地誌草稿)	編輯人戸長→埼玉県令	『明治14年9月修正の記載』	
堂山村	14年1月	(地誌草稿)	(記載ナシ)→埼玉県令	『越生の歴史』近代史料	
成瀬村	14年7月8日	地誌草稿	編輯人戸長→埼玉県令	『越生の歴史』近代史料	
和田村	14年7月20日	地誌	(差出・宛先ナシ)	『越生の歴史』近代史料	
津久根村	14年7月	地誌草稿	編輯人戸長→埼玉県令	『越生の歴史』近代史料	
中神村	14年9月10日	地誌編輯草稿	編輯人戸長→埼玉県令	『入間市史調査集録』2	
久米村	15年5月5日	(表紙未詳)	(差出・宛先ナシ)	『所沢市史』地誌	
上野村	16年3月20日	(表紙未詳)	(差出ナシ)→(本庁へ差出控)	『越生の歴史』近代史料	
北秋津村	16年4月	(表紙未詳)	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	『所沢市史』地誌	
荒幡村	16年4月	(表紙未詳)	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)	『所沢市史』地誌	

高麗郡の歴史とその記録の整理 (細田)

図11

郡村名	作成年月日	表紙書	差出→宛先	出典・文書名	*備考
石井村	16年4月	入間郡石井村誌	埼玉県七等属三輪正 (宛先ナシ)	林家7377-1	
赤尾村	16年4月	入間郡赤尾村誌	埼玉県七等属三輪正 (宛先ナシ)	林家7377-2	
塙越村	16年4月	入間郡塙越村誌	埼玉県七等属三輪正 (宛先ナシ)	林家7377-3	
島田村	16年4月	入間郡島田村誌	埼玉県七等属三輪正 (宛先ナシ)	林家7377-4	
所沢村	(年未詳)	村誌 (年未詳) (地図書上)	(差出・宛先ナシ)	『所沢市史』地誌	
岩井村	(年未詳)			平山家1738	
高麗郡	(村誌5冊と郡誌とともに三輪が担当で15年11月10日進達)				
中山村	11年8月	村誌編輯	(差出・宛先ナシ)	『武州高麗郡中山村誌録』	* 11年8月「訂正」の注記
上直竹村下分	11年11月	(表紙未詳)	戸長・副戸長・惣代人→埼玉県令	『南高麗郷土史資料集1 村誌・地誌』	
苅生村	11年11月	(表紙未詳)	戸長・副戸長・惣代人→埼玉県令	『南高麗郷土史資料集1 村誌・地誌』	
上直竹村上分	11年12月	(表紙未詳)	戸長・副戸長・惣代人→埼玉県令	『南高麗郷土史資料集1 村誌・地誌』	
下畠村	11年	(表紙未詳)	戸長・副戸長→(宛先ナシ)	『南高麗郷土史資料集1 村誌・地誌』	
下直竹村	12年4月22日	(表紙未詳)	戸長・副戸長・惣代人→(宛先ナシ)	『南高麗郷土史資料集1 村誌・地誌』	
上畠村					
岩淵村					
鹿山村					
膳折村					
比企郡	(村誌は三輪が担当で15年7月5日、郡誌も同人担当で進達時期未詳)				
広野村	13年6月	(表紙未詳)	(差出・宛先ナシ)	広野区有169	
吉原村	14年4月	(表紙ナシ)	戸長→(宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-1	
宮前村	15年3月	武藏国比企郡宮前村々誌	主任者埼玉県八等属三輪正、原稿者埼玉県士族藤咲茂和 (宛先ナシ)	鈴木 (庸) 家424	* 9箇条の凡例
平沼村	15年3月	武藏国比企郡平沼村々誌	主任者埼玉県八等属三輪正、原稿者埼玉県士族藤咲茂和 (宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-2	* 9箇条の凡例、藤咲の墨紙
釣無村	15年3月	武藏国比企郡釣無村々誌	(差出・宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-3	* 9箇条の凡例
表村	15年3月	武藏国比企郡表村々誌	主任者埼玉県八等属三輪正、原稿者埼玉県士族藤咲茂和 (宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-4	* 9箇条の凡例
上洛村	15年3月	武藏国比企郡平沼村々誌	主任者埼玉県八等属三輪正、原稿者埼玉県士族藤咲茂和 (宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-5	* 9箇条の凡例
白井沼村	15年3月	武藏国比企郡白井沼村々誌	主任者埼玉県八等属三輪正、原稿者埼玉県士族藤咲茂和 (宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-6	* 9箇条の凡例
新堀村	(年未詳)	武藏国比企郡新堀村々誌	(差出・宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-7	
西大塚村	(年未詳)	比企郡西大塚村々誌	(差出・宛先ナシ)	飯島 (徳) 氏収集199-5	
小川村	(年未詳)	(未詳)	(差出・宛先ナシ)	『小川町の歴史』資料編6	
秩父郡	(村誌6冊は三輪が担当で14年12月24日、郡誌も同人担当で進達時期未詳)			『小川町の歴史』資料編6	

郡村名	作成年月日	表紙書	差出→宛先	出典・文書家名	*備考
太田部村	9年2月25日	村誌 付下調査	戸長→(宛先ナシ)	新井家88	*表紙に「上吉田村ニ而認メ本書之控 地誌編輯ニ付される例である。
小野原	明治10年9月	地誌編輯取調帳	(差出・宛先ナシ)	『荒川村誌』資料編	
坂本村	14年12月	武藏国秩父郡坂本村村誌	埼玉県八等属三輪正(宛先ナシ)	福島(卓)家11	*8箇条の凡例
見玉郡(村誌3冊と郡誌ともに芳川が担当で12年10月22日進達)					
下阿久原村	9年5月	村誌 *この年月日は異筆で、人口などの調査データの日付を示すものであろう。	下阿久原村→熊谷県令	浅見家191	
大里郡(村誌3冊と郡誌ともに芳川が担当で13年7月31日進達)	10年10月	村誌下調	戸長・副戸長・立会人・編製担当人→埼玉県令 戸長・副戸長・立会人・編製担当人→埼玉県令	久保家955 久保家1015	
男衾郡(村誌2冊は藤咲が担当で14年7月5日、郡誌は大庭が担当で15年1月23日進達)					
勝呂村	9年8月	村誌 (差出・宛先ナシ)	大庭(正)家6610	*末尾に別筆で明治16年5月に大庭雄次郎が大室村	
新堀村	明治8年2月	(表紙ナシ) 戸長役場へ出張したときに差し出すとある。明治8年2月は、村誌編輯を命じる埼玉県の布達より早くあり得ない日付、明治9年2月の誤りか。	戸長→(宛先ナシ)	森泉家文書561	
桑崎村	明治8年11月	(表紙ナシ) 戸長・副戸長・代議人→(宛先ナシ)	加藤家2109 伝承の経緯未詳		
備後村	明治9年11月	村誌の内取調 (差出・宛先ナシ)	戸長→埼玉県令		
白川戸村	明治10年8月	村誌取調書上帳 明治10年8月 村誌取調書上帳	戸長・副戸長→埼玉県令 副戸長・編輯→埼玉県令	長谷川宏氏収集86-2	*明治14年に一部再調査
小見村	明治11年8月	村誌 (差出・宛先ナシ)	副戸長→(記載ナシ)	長谷川宏氏収集86-1	
荒木村	明治14年12月12日付	埼玉県庶務課の再調査指示。明治16年6月19日に埼玉県四等属大庭雄次郎が現地調査をし、名刺が遺る。	戸長→埼玉県令 (差出・宛先ナシ)	『越谷市史』六(「庶務部沿革参考書」所収) 『大利根町史』資料編下	
越谷宿	明治14年6月	(表紙未詳) (差出・宛先ナシ)	川島家24		
杓子木村	明治16年6月4日	(差出・宛先ナシ)	川島家24		
平永村	明治16年6月20日	村誌之内取調簿 *他に年月日未詳の村誌下書2冊(川島家268、315)及び村誌之内取調雑形(川島家34)	大熊(正)家3750	*8箇条の凡例	
下大崎村	(年未詳)	武藏国埼玉郡下大崎村々誌 (差出・宛先ナシ)	中村(宏)家327	*付箋の修正箇所が多い	
上中条村	(年未詳)	(差出・宛先ナシ)			
葛飾郡					
平須賀村	明治8年11月27日	(表紙ナシ)	副戸長→当区正副区長	船川家215	
大川戸村	明治16年6月	武藏国葛飾郡大川戸村々誌 *8箇条の凡例、本文の内容に疑問を呈し、朱筆で多数の書き込みがある。	編輯者埼玉県七等属三輪正、原稿者同士族藤咲茂和(宛先ナシ)	小林(正)家1795 『幸手市史調査報告書10 村と町』	*12箇条の凡例
権現堂村	明治16年7月	(表紙未詳)	埼玉県七等属三輪正(宛先ナシ)		

註

- (1) 皇国地誌については後掲註(4)・(5)を参照。府県史については、「埼玉県史料」を翻刻した『埼玉県史料叢書』の「解説」に参考文献一覧がある。太政官時代の記録管理、「全国記録保存事業」については、渡辺佳子氏「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」、水野保氏「明治期地方官における文書管理制度の成立」（ともに安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学出版会、一九九六年）などの研究がある。なお、これらの事業の名称や組織に対し、当時の史料では「編集」や「編纂」ではなく「編輯」の語を用いることが多いので、本稿でもそれに従つた。
- (2) 地誌は、埼玉県立図書館刊『武藏国郡村誌』（全一五冊、昭和二十八～三十年）として翻刻。県史は、埼玉県刊『埼玉県史料一～五』（『埼玉県史料叢書』一～五、平成六～十三年）として翻刻刊行されている。埼玉県における記録管理を府県史編輯との関連で考察した論文に、太田富康氏「府県史料」編輯期における記録と編輯の職制—秋田・埼玉両県の比較レポート—（『埼玉県立文書館紀要』第一〇号、平成九年）がある。
- (3) 以下、皇国地誌編輯に関する全国的な法令は、註(5)の村田安穂氏著書、第二章一の参考史料『皇国地誌編輯関係法令・文書集』による。
- (4) 石田龍次郎氏「皇国地誌の編纂」（同氏著『日本における近代地理学の成立』（大明堂、昭和五十九年）、山口静子氏「郡村誌」と「大日本誌」—明治政府の地誌編纂事業—」・「同」（補遺）（『東京大学史料編纂所報』第一二号、一五号、（昭和五十二年、五十六年））、島津俊之氏「明治政府の地誌編纂事業と国民国家形成」（『地理学評論』七五卷一号、二〇〇一年）などがある。
- (5) 北から順に挙げると、大庭幸生氏「開拓使の地誌編纂」（『北海道立文書館紀要』第八号、一九九三年）、村田安穂氏「東北地方三県の残存状況」（同氏著『神仏分離と廃仏毀釈』第二章三、吉川弘文館、平成十一年）、菅田宏氏「福島県における府県史料・皇国地誌の編纂について」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』柏書房、一九八二年）、熊倉一見氏「皇国地誌の経緯と栃木県における編纂状況について」（『宇都宮地理学年報』第七号、一九八九年）、佐藤次男氏「茨城県における皇国地誌の編纂について」（『茨城県歴史館報』第一六号、平成元年）、丑木幸男氏「解題」（『上野国郡村誌』）、群馬県文化事業振興会（昭和五十二年）、村田安穂氏「群馬県の廢仏毀釈」（同氏前掲書第三章二）、矢ヶ崎孝雄氏「皇国地誌解題」（『石川県史資料』近代編一、昭和四十九年）、藤田正氏「愛媛県の「皇国地誌」編纂」（三上昭美先生古稀記念論文集刊行会『近代日本の政治と社会』岩田書院、二〇〇一年）、村田安穂氏「九州地方の残存状況」（同氏前掲著第二章二）、東定氏「解説」（『福岡県史近代史料編』福岡県地理全誌、昭和六十三年）などがある。
- (6) 菅塚一三郎氏「武藏国郡村誌について」（『武藏野史談』創刊号、一九五二年）、「県史・地誌の編輯」（『埼玉県行政史』第一巻、平成元年、原由美子氏執筆）などである。筆者も「編さん事業のあけばの一明治・大正期の歴史と地誌」と題して、皇国地誌の編纂から明治四十年代の郷土誌、そして郡誌の編纂過程を概観したことがある（埼玉県立文書館「史料編さんだより」第三号、平成八年）。
- (7) 註(4) 島津氏論文八九～九〇頁
- (8) 前掲注(4) 石田論文三七～八頁。群馬県では地理図誌編輯の入件費などの下付を陸軍省に申請したが、却下されている（『群馬県史』資料

編17 「御指令本書」一八七頁)。皇国地誌の場合は、後述のように年額七百円の編輯費用が府県に交付され、國の力の入れようが想像される。

(9) 以下、埼玉県立文書館が管理する埼玉県行政文書から引用する場合は、

請求番号である「県行政文書〇〇—〇〇」のように表記する。なお、史料中(∗)で記載した内容は引用者の注記である。

(10) 東京大学史料編纂所所蔵「旧内務省地理局地誌課関係史料」のうち明治七年から九年の「府県往復」である。内容は、「地誌提要」の編輯に関わるもののがほとんどである。以下、本稿で引用する場合は、旧内務省地誌課史料「明治〇年府県往復」と表記する。

(11) 内務省地理局編纂書本叢書『明治前期地誌資料』のうち『日本地誌提要』(ゆまに書房、昭和六十年)として復刻されている。

(12) 村名調査については、註(4)山口静子氏論文五四～五六頁参照。なお、その後明治十四年十一月には、字地まで含む同様の地名調査があり、埼玉県の報告書の控が県行政文書にある(明四〇四)。

(13) 埼玉県における地誌と歴史の編輯経過については、埼玉県行政文書の中に「史誌編輯沿革草稿」があり、「埼玉県史料」とともに『埼玉県史料叢書1』に翻刻されているので、以下そのページ数を示す。

(14) 「埼玉県史料 制度部 職制」(『埼玉県史料叢書3』四七四頁)

(15) 刊本としては『明治初期内務省日誌』(国書刊行会、昭和五〇年)がある。註(5)に掲げた藤田正氏「愛媛県の「皇国地誌」編纂」の註

(11) で言及された史料は、愛媛県の担当者が上京したときに「内務省日誌」を写したもので、埼玉県のものが含まれている。愛媛県の史料の利用については太田富康氏のご協力をいただいた。

(16) 「地誌編輯事類」は、註(4)山口静子氏論文(追補)で紹介されたもので、東京大学総合図書館所蔵である。表紙には「四冊之内」とある

が、現存するのは二・三の一冊だけである。内容は、「府県」とに「郡誌」「村誌」の編輯に関する地誌課との往復文書が年代順に綴り込まれており、内容的には註(10)の「府県往復」とは異なっている。

(17) 小室家文書一一二八。以下、本稿で用いる家別文書は全て埼玉県立文書収蔵のものであり、以下、家名と番号を明示する。なお、この芳川恭助書状は、一巻に明治十年代前半に小室元長に宛てた書状二通がまとめられている。内容は多岐にわたるが、史誌編輯と「新編武藏風土記稿」の写本と流布など興味深い内容が含まれている。詳細は稿を改めて紹介したい。

(18) 村田安穂氏註(5)著書一五三頁

(19) 国文学研究資料館所蔵「群馬県厅文書」(埼玉県立文書館所蔵複写本番号C一七五七四)。また、註(5)の丑木幸男氏論文参照。

(20) 芳賀明子氏「府県統廃合と文書移管―明治九年の熊谷県分割をめぐつて―」(『埼玉県立文書館紀要』第一七号、平成十六年)の三五頁(別表4)第一課編輯掛の項。

(21) 川越市総務部史誌編纂室「朝日之舎日記―川越水川神社祠官山田衛居日記集」(昭和五十四年)

解説

(22) 埼玉県の史誌編輯担当職員の経歴は、「埼玉県史料叢書1」の「解説」一八～一九頁を参照。個別には県行政文書官房部に履歴書がある。また、伊藤由哉墓碑は『埼玉県教育史金石文集』上(昭和四十二年)四〇頁

(23) 埼玉県立文書館編『埼玉県史提要 県治提要 内訪納議』(昭和五十一年)一一三一～一一三二頁

(24) 『鳩ヶ谷市史史料 九』(昭和六十二年)三六～四一頁

(25) 『鴻巣市史』資料編5(平成四年)四九六～四九九頁

(26) 明治十七年五月一日内務卿山県有朋稟議（註（5））の村田安穂氏著書
五四(頁)